

IIM

Journal of
Image &
Information
Management

JJIMA

2022

9・10

SEP.OCT

JJIMA WEBINAR 2022 開催レポ

デジタル新時代を勝ち抜く 情報マネジメント

～令和4年度 電帳法対応へのアクションと
ニューノーマル時代のDX戦略～

新連載

第1回 「2023年のインボイス制度とは」

第1回 —文書取り扱いの最小要件

ISO 19475:2021の概要—

請求書支払業務デジタル化ソリューション 「Esker on Demand AP」



令和3年改正法令基準



令和3年改正法令基準

■ 「インボイス制度」対応に必要な機能を提供

- ・ 起票者がデータ入力しながら適格請求書検証を行える UI
- ・ 「登録事業者のチェック」など検証に役立つ機能で効率化

■ 「令和3年度改正電子帳簿保存法」の法的要件に準拠

- ・ 「スキャナ保存」と「電子取引」の両方で JiIMA 認証を取得
- ・ 紙の請求書も電子の請求書もクラウド上で業務を実現

Esker on Demand APの特徴

1. 多様な受け取り方式

紙請求書受領

スキャンからクラウドへのスムーズな連携

電子請求書受領

メール・Web、ペーパーレスFAX等に対応

2. 業務全体をカバー

ワークフロー/アーカイブ

受付から承認、統制管理・保管まで業務プロセス全体をカバー

ダッシュボード

進捗も一目で確認でき、業務分析、経営戦略立案にも利用可能

3. 会計システム連携

汎用データ(XML/CSV)連携

汎用データでの請求書データ出力により、様々な会計システムとの連携実績あり

会計システムマスタデータ

会計システムマスタデータを連携し、請求書データ入力値として活用可能

残された時間は多くありません。今からあるべき姿を目指しませんか。

●お問い合わせはこちらから

富士フイルム ビジネス イノベーション株式会社

dge-fb-esker_inquiry_ex@fujifilm.com

電帳法 Esker

検索

<https://www.fujifilm.com/fb/solution/menu/sol053>

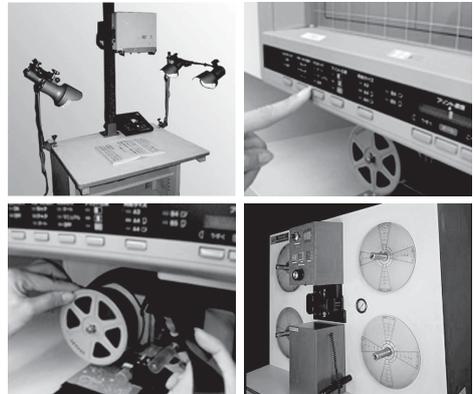


Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート
コンサルティング

Document Archives の最先端を行く

HS ASAMI GROUP
H・S アサミグループ

- 関西写真工業株式会社 / 電子ファイリング・CAD 設計
- アサミクリエイト設計株式会社 / 機械・電機設計製図請負
- アサミ情報システム株式会社 / GIS 構築・ソフトウェア開発
- アサミ計測情報株式会社
- アサミテクノ株式会社 / 機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)



HS エイチ・エス写真技術株式会社

Image & Information Management Service
LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS
URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS Network

横 濱	045-508-3885	本 部	06-6452-0101
敦 賀	0770-23-7283	テクニカルセンター	06-6453-6188
若 狭	0770-32-9150	堺	072-241-1839
滋 賀	0749-64-0847	神 戸	078-671-7488
京 都	075-671-7980		

先進の磁気テープが、 ビッグデータの未来を守る。



富士フイルム独自のアーカイブソリューション 『ディターニティ』

社内のデータ保管に関する「効率化」「コスト削減」「安全性強化」など、さまざまなデータ保管・管理のニーズに、磁気テープを使用したアーカイブソリューション『ディターニティ』がお応えします。



内部保管する

データアーカイブソリューション
ディターニティ オンサイトアーカイブ

大容量・低コスト・簡単操作のアーカイブ専用ストレージ。

ハードディスク(HDD)と最新のテープライブラリを組み合わせた、長期保管用ストレージシステムです。



デジタル化する

デジタル化・データ変換サービス
ディターニティ コンバージョン

コンテンツを最新デジタル環境に変換。



●本製品についてのお問い合わせは



〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 東京第一支店 TEL.03 (3546) 7720

札幌支店 011(708)3541 仙台支店 022(796)2101 北関東支店 048(640)5795 東関東支店 043(305)4901 神静支店 045(620)0863
名古屋支店 052(228)7865 大阪支店 06(6745)1643 中四国支店 082(232)9261 福岡支店 092(282)6301

IM

2022-9・10月号 通巻第 601 号

IM電子版はPDFで閲覧できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用ください。
 JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

4……………【JIIMA WEBINAR 2022 開催レポ】 デジタル新時代を勝ち抜く情報マネジメント

JIIMA 広報委員会

【連載「2023年のインボイス制度とは」】

12……………第1回 インボイス制度の概要と事前準備

税理士 森脇 仁子

【連載 文書を安全に取り扱うために私たちは何をしなくてはならないか】

16……………第1回 一文書取り扱いの最小要件 ISO 19475:2021の概要—

JIIMA 標準化戦略委員会

【デジタルトランスフォーメーションの真髄 「DX銘柄2022」 選定企業が拓くイノベーションの世界】

19……………第1回 中外製薬株式会社

株式会社メディア・パラダイム研究所 奥平等

【連載 世界の電子政府DXシリーズ】

26……………第4回 シンガポール「LifeSG」

(株) 第一生命経済研究所 柏村 祐

【連載 文字情報サービス環境 CHISE】

28……………第1回 素性の集合に基づく文字表現—

京都大学人文科学研究所 守岡 知彦

【わが社のプレゼン】株式会社SRI

30……………ニューノーマルに向けた文書管理をお客様とともに実現

33……………電子取引ソフト法的要件認証制度とは？

【PR広告】リコージャパン株式会社

34……………電子帳簿保存法に関するナレッジを蓄積したWebサイト「リコー 教えて！ 電子帳簿保存法」

35……………請求管理クラウドサービス「MakeLeaps (メイクリーブス)」

36……………クラウド型証憑書類保存サービス「RICOH 証憑電子保存サービス」

37……………RICOH コンテンツ活用&業務効率化サービス「DocuWare」

【委員会活動報告】医療市場委員会

38……………「データヘルスの集中改革プラン」と共生する医療情報文書マネジメント促進

【委員会活動報告】標準化戦略委員会

40……………信頼できるデジタル文書情報流通の実現を目指す

42……………文書情報マネージャー 認定者からのひと言

JIIMA 第61回 通常総会

43……………デジタル時代を勝ち抜くDXと情報マネジメントに向けて

44……………ニュース・ア・ラ・カルト

- JIIMA「ODEX 第2回 デジタル化・DX推進展」イベントにて講演
- 一般社団法人テレワーク協会 2021年度研究成果レポートを発表
- リコージャパン「電子帳簿保存法とインボイス制度から進める、経理業務DXセミナー」を実施
- コニカミルタ 共創プラットフォーム「AccurioDX」を立ち上げ
- コンカー、デジタルインボイス構想の推進に向けインフォマートと新たな協業開始
- 富士フイルムビジネスイノベーション「CocoDesk」とレンタルスペースの予約プラットフォーム「インスタベース」がサービス連携開始
- インフォディオ 「スマートOCRクリエイティブフォーム」を提供開始
- 各社ニュース
- JIIMA「第16回ベストプラクティス賞」候補事例募集のご案内

46……………新製品紹介

- コニカミルタ「AccurioLabel 400」
- キヤノン「imagePRESS C270 / C265」
- リコー「RICOH Meeting 360 V1」

47……………コラム

第2回 研究室の窓から「大学の周年事業とアーカイブズ」 東北大学 加藤 諭

48……………IM編集委員から



広告ガイド

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社……………	表2	株式会社ムサシ……………	前2
JIIMA入会のご案内……………	表3	JIIMA入会のすすめ……………	11頁
コニカミルタジャパン株式会社……………	表4	文書管理達成度評価・調査ご協力をお願い……………	25頁
エイチ・エス写真技術株式会社……………	前1	令和3年度税制改正対応 e-文書法 電子化早わかり……………	41頁

JIIMA WEBINAR 2022 開催レポート

デジタル新時代を勝ち抜く情報マネジメント

～令和4年度 電帳法対応へのアクションとニューノーマル時代のDX戦略～

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）は6/1（水）～6/14（火）の期間で「デジタル新時代を勝ち抜く情報マネジメント」をテーマとしてウェビナーを開催した。

サブテーマとして「令和4年度 電帳法対応へのアクションとニューノーマル時代のDX戦略」を掲げ、JIIMA理事長による基調講演のほか、国税庁、厚生労働省、税理士の袖山喜久造氏による特別講演、業界のトップベンダーによるスポンサー講演や、JIIMAならではのナレッジを提供する、JIIMA委員会講演を配信した。

今回はその中から、基調・特別講演ならびに委員会ナレッジセミナーをレポートする。

JIIMA広報委員会

基調・特別講演

基調講演

デジタル時代を勝ち抜くDXと情報マネジメント

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

理事長 かつ まる やす ゆき 勝丸 泰志

日本のDXは、デジタルライゼーションの後れに加えて、現状を変えたくない体質も足かせとなって進まないのではないかと。DXは経営者のリーダーシップの下で長期的な取組が欠かせない。DXの成功ポイントを経済産業省発行の「中堅・中小企業向けデジタルガバナンス・コード 実践の手引き」から紹介し、文書情報マネジメントがDXにどう役立つのか、その時に注意しなければならない電子文書の信頼性の確保についてJIIMA理事長が語る。

経済産業省がデジタルガバナンス・コードというものを2020年に定めた。DXを推進する際に、経営者が企業価値向上のために実践すべき事柄をまとめたものである。「経営者は、デジタル技術を活用する戦略の実施にあたり、ステークホルダーへの情報発信を含め、リーダーシップを発揮するべきである。」とあり、DXの成功は、経営者のリーダーシップにかかっている。DXとは、DigitalのDは手段であってTransformationのXに意味がある。経営者はDXの推進に際して、次のことを自ら明らかにしなければならない。



- 1) なぜDXに取り組むのか
- 2) DXによってどのような状態になりたいのか
- 3) そのためには、どのような情報やデータを集めなければならないか
- 4) 実施することの優先順位を付けているか（特にやらないことを決めているか）
- 5) 推進するための体制を整えているか
- 6) 企業の文化・組織・人をどう変えなければならないと考えているか

以上6点である。

経済産業省が発行している「中堅・中小企業向け『デジタルガバナンス・コード』実践の手引き」に「DXの成功ポイント」というものがあり、①気づき・きっかけと経営者のリーダーシップ、②まずは身近なところから、③外部の視点・デジタル人材の確保、④DXのプロセスを通じたビジネスモデルや組織文化の変革、⑤中長期的な取組の推進が成功のポイントとされている。DXにおけるトップのリーダーシップとは、経営戦略に組み込み、社内外に向けたコミュニケーションを充実させて説明責任を果たし、経営戦略が絵に描いた餅にならないために内部統制に反映することである。内部統制は、文書化とその情報の開示や保存を管理する、つまり文書情報マネジメントを正しく行うことで機能する。これにより従業員に共通の理解が生まれ、後に振り

返った時に、成功や失敗の要因を究明することができ組織力が向上する。文書化は、形式的に行うものではなく、内容を充実させることに力を注がなければならない。

一方で、電子文書による情報の伝達や共有が進むと、その信頼性の確保にも力を入れなければならない。電子文書の出所は確かか、改竄されていないか、読める状態にあるかなど、電子的な不正を防ぐだけではなく、人為的な不正や誤りも防がなければならない。JIIMAは電子文書の取扱いに関する最小限の要求事項の規格化に取り組む。国際規格では、ISO 19475として発行済だが、このJIS化に取り組み、またガイドラインなどの作成を計画している。

皆さまが、一日も早く本来のトランスフォーメーションに取り組まれることを願う。

特別講演

電子取引データ保存に関する令和4年度税制改正「円滑な移行のための宥恕措置」について

国税庁 課税部課税総括課

課長補佐 おさない たいすけ 長内 泰祐 氏

令和4年1月から施行の改正電子帳簿保存法における電子取引データ保存については、対応が困難な事業者の実情に配慮し、令和5年12月末までの宥恕措置が設けられている。

本講演では、制度の概要の確認、宥恕措置のポイント、関連して追加された通達・一問一答についてわかりやすく解説されている。本講演の内容も参考にして、令和6年からは適切に電子取引データ保存ができるよう、早め早めの準備に取り組むことが重要である。



本講演では以下の3点について説明がなされた。

- (1) 令和3年度改正のおさらい
- (2) 令和4年度改正「円滑な移行のための宥恕措置の整備」のポイント
- (3) 関連する通達・一問一答 (Q&A) の紹介

(1) 令和3年度のおさらいでは、電子帳簿保存法が大きく三つの制度からなっていることに触れた上で、事前承認制の廃止など大幅な要件緩和がなされた①電子帳簿等保存及び②スキャ

ナ保存については、利用したい方が任意に利用できる制度となっている一方、③電子取引データ保存については、所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者すべてが一定の対応をする必要があることの確認がなされている。また、電子取引データ保存については、保存時に満たすべき要件の説明や、保存すべき電子データの範囲は令和3年度改正前後で変わっていないこと等が解説されている。

(2) 令和4年度改正「円滑な移行のための宥恕措置の整備」の解説では、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間

に行う電子取引について、出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている等の場合には、出力書面を保存しておく方法や検索要件等を満たしていない状態のまま電子データを保存しておくことができること等について説明がなされた。また、この宥恕措置を適用すれば検索要件等を満たしていない状態のまま電子データを保存していても要件違反とはならないことを踏まえ、社内ルール等を整備した上で、適切にデータ保存ができる状態になっているかリハーサルに取り組んでみることも考えられることが紹介された。

(3) 関連する通達・一問一答(Q&A)として、まず宥恕措置に関する取り扱いの通達について丁寧に解説されている。次いで、宥恕措置の対象となるあるいはならない場合、そして、また整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面とはどのようなものなのか、また事前申請は必要ないことについても具体的にわかりやすく解説された。

最後に、各企業・組織の皆様方には令和5年末までに必要な準備を進めていただきたいと呼びかけ、講演は締めくくられた。

特別講演

電子処方箋について

厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課
企画官 伊藤 建 氏

令和5年1月から運用開始予定の電子処方箋の概略と、制度改正やシステム等に関して最新の検討状況がテーマである。

また、電子処方箋管理サービスの運用に不可欠なオンライン資格認証等システムの導入状況についても併せて説明するとともに、医療機関や薬局に円滑に導入していただくための普及導入策についても紹介する。

厚生労働省(以下同省)では令和5年1月から、従来の紙ではなく電子処方箋での運用を目指している。電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を電子で実施する仕組みのことであり、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、医療機関や薬局が当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認を可能にすることを目的としたものである。

本講演では、下記のポイントについて主にまとめられていた。

1. 電子処方箋の導入のメリット
2. 導入までのスケジュール
3. データヘルス改革
4. 法制度の改正

1は、主に医療機関や薬局・患者間での処方/調剤薬剤の情報共有や、関係者間でのコミュニケーションが促進、その結果、より質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、業務効率化が図れるとしている。また患者側にしても、自らが薬剤情報をトータルで一元的に確認することで、かかりつけの医療



機関でなくても必要に応じて全国の医療機関・薬局から各種のサービスが受けられることをメリットとして紹介している。

2は、令和5年1月のサービス開始に向けて、本年6月からモデル事業実施地域の選定、7月には国民に向けた正式な広報活動、10月には医療機関と薬局でシステム運用テストが開始されるという。

3は、「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」と称して、厚生労働省データヘルス改革推進本部が率先して行っているもので、主にオンライン資格確認等システムを基盤としている。その例としてはマイナンバーカードの保険証利用が挙げられている。本格的な導入が進めば、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報に加えて手術、移植、透析、医療機関名といった項目が今後閲覧できるようになり、より良い医療を受けられる環境が整えられるとしている。

4については、電子処方箋に関する法改正についてであり、先の通常国会で成立した、運用主体となる支払基金等の業務規定や、個人情報保護の整合性を含めた法改正事項について

解説が行われた。加えて、真正性の確保に係る対応や電子署名など、e文書法に関わる部分についても解説された。

なお法律事項ではないがHPKIの普及についても語られており、これは保健医療福祉分野の国家資格（医師、歯科医師、薬剤師など）保有情報を含んだICカードを用いて、システムにアクセスしようとしている利用者の認証や電子署名付与を可能とする仕組みであり、このHPKI等の推進によって、医師のなりす

ましや診療データの改ざんなどといったリスクが防げるとい

同省では最後に、「すでに導入まで1年を切った状況ですが、各医療機関や薬局の皆様におかれましては、ご不明な点などあるかと思えます。その際はぜひとも厚労省にご相談ください。電子処方箋の導入成功は、ひとえに多くの皆様の参加とご協力にかかっております」と話し、講演を締めくくった。

特別講演

消費税インボイス制度へどのように対応するか？ ～消費税インボイス制度の電子化による対応のポイント～

SKJ総合税理士事務所 所長
税理士 そで やま きく ぞう 袖山 喜久造 氏

テレビCMでもよく見かけられるようになった2023年10月に導入予定の消費税インボイス制度への対応。なぜ、本制度は導入が必要なのか、どのような制度で準備はどうするのか明確に認識できているだろうか。

本制度の背景や認識すべきポイントなど、電子インボイスの活用について講演が行われたので解説する。



SKJ総合税理士事務所の所長である袖山 喜久造氏（以下、袖山氏）は、2023年10月に導入予定の消費税インボイス制度の対応方法について、下記の2点を軸に講演を行った。

1. 消費税インボイス制度の概要
2. インボイス制度の電子化による検討

現在、消費税課税事業者が消費税を国や地方に納税する場合、消費税確定申告書を提出するが、課税期間中に消費者から預かった消費税分から、当該期間中に支払った消費税を税額控除することができ、これを課税仕入れ（仕入れ税額控除）と呼んでいる。仕入税額控除は支払った消費税を他の事業者が納税することを前提とする制度だが、現在は免税事業者等への支払いについても仕入税額控除できることとしており、これを是正するのが消費税インボイス制度となる。

インボイス制度における仕入税額控除の要件は、一つは帳簿への所要事項の記載とその帳簿の保存、そしてもう一つは適格

請求書の保存となる。インボイス制度への対応のポイントは適格請求書の対応ということになる。適格請求書は所轄税務署に発行事業者の登録申請を行い、登録を受けた事業者のみが発行できる。事業者は、適格請求書の発行方法の検討、受領した適格請求書の保存方法の検討が必要である。まず、インボイス制度対応時の適格請求書の発行においては以下の4点の検討が必要と説明した。

- ① 適格請求書の発行方法（書面発行かデータ発行か）
- ② 適格請求書を発行した場合の控えの保存方法
- ③ 適格請求書に該当する書類及び記載項目等の検討
- ④ 適格請求書発行事業者の登録申請手続き（令和3年10月1日～令和5年3月31日）

次に袖山氏は、インボイス制度において適格請求書の受領する側の検討のポイントについて説明した。現行の消費税法では、3万円未満の支払いについては帳簿の記載のみで仕入税額控除ができるが、インボイス制度では原則として、全ての支払いにつ

いて消費税仕入税額控除をする場合には適格請求書の保存が必要となる。書面で受領した場合、データで受領した場合それぞれの保存方法を検討する必要がある。

そして、インボイス制度では、適格請求書のデータによる発行も可能となり、電子インボイスによる発行や受領の検討をすることにより業務の電子化が大きく促進されることになる。ただし、適格請求書が全て電子インボイスで受領するわけではなく紙の適格請求書を受領する場合もあり、書類管理をデータ化しデータにより一元管理する必要もある。この場合には紙で受領した適格請求書はスキャナ保存、電子インボイスは電子取引として電子帳簿保存法のそれぞれの要件に適合したシステムの導入や運用方法の検討が必要となる。

適格請求書の電子化において検討が必要な主なポイントは以

下3点である。

①適格請求書のデータによる一元管理

・スキャナ保存と電子取引の法令要件を満たしたシステムの導入

②請求書の社内処理業務を電子化する検討

・データで処理可能なワークフローシステムの導入の検討

③経理業務のDX化の検討

・適正な会計処理及び入力業務の効率化

・適格請求書発行事業者の登録確認業務の自動化

インボイス制度の対応を電子化で行うことをきっかけに他の業務の電子化できる検討をすることが社内の業務全体のDX化につながる、と袖山氏は語っている。

委員会ナレッジセミナー

委員会ナレッジセミナー

無料ダウンロードできる! 3冊で学べる電子契約

電子取引委員会 委員

いいじま たかし
飯嶋 高志 氏

JIIMAでは文書情報管理の電子化を推進するための政府への政策提言や、さまざまなガイドラインをサイトで公開している。JIIMA発行の無料ガイドラインや小冊子の中から、電子契約の理解に役立つ3冊を厳選し、冊子の内容や活用方法、ダウンロード方法について紹介。

電子契約について知りたいと思った時、普段どのように情報収集しているか。インターネットで検索すると、ブログやメディアなど、たくさんの解説を目にするが、なかには情報が古い、断片的でわかりづらいなど、困った経験があるという人は多い。電子取引委員会（以下、同委員会）では、これから電子契約について詳しく知りたいと思っている方に役立つ資料を紹介し、JIIMAが発行するガイドラインや解説書の中から、電子契約について体系的、網羅的に学べる3冊と、そのダウンロード方法について説明を行った。



■3つの冊子の紹介と活用方法

1. 5分で分かる電子契約^{※1}

電子契約に必要な知識がコンパクトにまとめられている小冊子で、これだけで電子契約サービスの違い、選び方、タイムスタンプ、電子署名の技術、社内規定の作り方がわかる。A4サイズ4ページで収められており、短い時間で手軽に読むことができる。

2. 電子契約活用ガイドライン^{※2}

5分で分かる電子契約の元になった書籍で更に詳しく解説し

ている。日頃の運用から訴訟時の対応、さらには海外の判例紹介など、かなり踏み込んだガイドラインになっている。

3. 電子取引 取引情報保存ガイドライン^{*3}

JIIMAの法務委員会が作成しているガイドライン。電子帳簿保存法の第7条電子取引にフォーカスを当て、徹底解説したガイドラインとなっている。

まずは『5分で分かる電子契約』を一読し、興味関心のある項目については、各ガイドラインの詳細解説ページを見ると効果的に活用できると紹介している。

■電子契約の最新動向

電子署名法、電子帳簿保存法、判例の順にアップデート内容について解説した。電子署名法の主務三省である総務省、法務省、経済産業省から2020年にQ&Aが発表され、これらの解釈見解により従来の電子署名に加えてリモート署名や事業者型電子署名といった電子署名のさまざまな形態が電子署名の枠組みの中で認められるようになった。5分でわかる電子契約と

電子契約活用ガイドラインのなかで、それらの詳しい違いについて解説されている。

続いて、電子帳簿保存法では、まだ記憶に新しい令和3年度の税制改正によって、2022年1月1日から電子契約をはじめとした電子取引を行った場合は、証憑を印刷して書面で保存することができなくなり、2年間の宥恕処置についての解説を加えていると説明した。

最後に電子契約については、海外の事例でカリフォルニアとオランダで起こった電子契約に関連する判例を紹介。内容については、JIIMAサイト内で誰でも無料で見られる『電子契約活用ガイドライン』で語られているので、是非チェックしていただきたいと語り講演を終えた。

- ※ 1 https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/gohundewakarudensi_keiyaku_20220311r1.pdf
- ※ 2 https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/policy/denshikeiyaku_guideline_ver_2.pdf
- ※ 3 https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/denshitorihiki_guideline_v3.pdf

委員会ナレッジセミナー

デジタル化社会のリスクと文書の取り扱い —電子請求書、ハンコレス社会を迎えて—

標準化戦略委員会

委員長 伊藤 泰樹

日本でも電子請求書やハンコレスが制度として適用されつつある昨今、先行する欧米諸国では、運用する際にさまざまな規格を準備して、リスク耐性を持つようになっている。

このエッセンスを盛り込んだJIIMAの国際標準化活動で成立したISO 19475を軸として、本公演ではデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）社会の電子文書の運用体制について講演が行われたので解説する。

標準化戦略委員会（以下、同委員会）では、国内外の文書運用や文書コンテンツの流通保存に関わる規格を開発・運用している。今回の講演では「デジタル社会のリスクと文書の取り扱い」をテーマとして、下記の4点を軸に講演を行った。

1. DXのリスクとその対策
2. ISO 19475 文書の取り扱いの最小要件



3. ISO 19475の使い方
4. 今後の展開について

同委員会では、まずDXを推し進めるにはデジタル文書の存在は必要不可欠であるとしつつも、現状ではその受領・配布時に発生するリスクとして偽造や漏洩、情報の真正性と見読性の確保、さらにはデータとして活用できるか否かといった問題があ

と説明した。そのため具体的な対策として、取引間での契約や社内での内部統制を有効にすることが必須であり、データ形式についても細かく取り決めが必要であると解説。そして、そのそれぞれのリスクについて対応できる規格がISO 19475であり、その他いくつかの規格を運用することで解決できると語った。

ISO 19475とは、文書情報を安全に扱い、企業や組織の情報を統制することによって、業務で発生するリスクを除去、また文書情報を使い業務活動を活性化することを目的に、必要となる文書情報の取扱い方法を規格としてまとめたものである。主に文書の受信、受け入れから処理、送信まで実施すべき作業が示されており、従来の文書の保存管理と流通管理に関して、検証すべき作業や内容、組織的な運用が示されている。

同委員会ではISO 19475を使う利点として、会社自体はもちろん、扱っている製品やサービスの信頼性を外部に示すことができるものとしている。その一例として、電子請求書を受け取る時、納品物を受け取る時、実験データを提示する時など、

ISO 19475を導入している企業であれば信頼性が証明され安心して業務が遂行できるという。またそれ以外にも、各部門間で正しく文書情報を流通させ情報共有することにより、組織全体の活性化が図れるとも付け加えた。

最後に、今後の展開について同委員会では文書情報を正しく取り扱うためには何をしたらいいのかという視点に立ち、文書流通に関わるISO規格を日本全体でどのように使っていったらいいのかを考察し適用させていくとともに、適用ガイドやチェックシートなどを作成することで、安全・安心なデジタル文書情報流通に向けて活動していくとして本講演を締めくくった。

なお、本公演の動画はJIIIMAの公式YouTubeチャンネルにて視聴することができる。

●公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 JIIMAチャンネル
<https://www.youtube.com/channel/UCdbaa2TqDxQ7qTU2Ub7V4Q>

委員会ナレッジセミナー

経営者層の方へ、「問題ないか」の問いに、「大丈夫です」の答え。それが一番危ないかも。

文書情報マネージャー認定委員会

副委員長 みぞ かみ たく や
溝上 卓也

経営層からのDX、業務改革は進んでいますかという問いに対して「問題ありません」の答えは、問題に全く気付いていないケースが往々にして多い。テレワークが浸透し、セキュリティ、コンプライアンスが求められる中、気づいた時は既に手遅れともなっている。このセミナーでは問題に気づける人材を育成する文書情報マネージャー認定資格を紹介する内容となっている。

文書情報マネージャー認定委員会（以下、同委員会）は、各社の実態として、文書情報マネジメントそのものが文書の整理、整頓、保管のレベルに留まっていることが多い点を本セミナーで指摘している。本来は「業務遂行」、「会社の継続」、「会社の成長」、「リスク対応」の手段である筈の「文書情報マネジメント」を目的として、手段と目的を取り違えることで、却って、経営層が「文書情報マネジメント」を軽視してしまうことがあるとした。また、リモート・ワークの進展、令和3年の電帳法の改正によ



る電子取引、電子データ（電磁的記録）による保存の義務化等を例に挙げ、今後はデジタルが基本であり、デジタル化の進展が、会社の競争力に大きな差異をもたらすと指摘した。

また同委員会は、経営層からの「DX、業務改革は進んでいますか」という問いに「問題ありません」という答えが「気づき力の弱さ」を表している深刻な状況である点についても言及した。そのため、気づき力の弱さの改善方法としてユーザー企業であっても社内DX人材を育成する必要があることを挙げ、経済

産業省のDX2レポートから以下を引用した。

- ・DXは企業が自ら変革を主導することにより達成されるものである。DXを推進するには、構想力を持ち、明確なビジョンを描き、自ら組織をけん引し、また実行することができるような人材が必要となる。
- ・このため、DXを推進するために必要となる人材については(外部のベンダー企業に任せるのではなく)企業が自ら確保すべきである。

次に、同委員会は「重大な事故の前には多くの軽微な事故が発生している」というハインリッヒの法則をあげ、個別の事象から本質を捉え問題点に気づく必要があるとし、例として電帳法改正、電子取引の保存要件の「真実性の要件」と記録管理の国際標準ISO 15489の「記録の完全性」が本質は同じであることを指摘し、気づき力を高めるために企業理念、行動指針と文書情報管理方針、文書情報管理規定と結び付ける方法も効果的とした。

また他にも、業務変革で得られる「付加価値を高める」を攻

めの例としてあげ、特許庁デザイン研究プロジェクトチームの「中小企業のためのデザイン経営ハンドブック」よりデザイン経営9つの入り口を引用し、9つのアクション実行時の文書情報マネジメントに必要なインフラと組織文化を紹介した。

それは、望ましい文書情報マネジメント推進体制についてトップダウンで行うことや事務局にも経営企画と業務改革をさせること、そしてDX推進部門等の業務改革部門を加えることに加え各部門長の主体的な行動が重要であると説明。さらには文書情報管理のフレームワークについて従来のサーバー保管に加え、改ざんを受けない仕組み、ワークフロー等を利用して共有から保管へスムーズに移行させる、社外とのコミュニケーションツールを利用する、また、社内ポータル等を利用して記録があることを周知させることが重要であることも解説した。

最後に同委員会は、DX、業務改革を推進させる文書情報マネジメントの構築を目的とした「文書情報マネージャー認定セミナー」のプログラムと専門的な知見を持った講師陣、セミナー開催のスケジュールを紹介して講演を終えた。

入会のおすすめ

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会に入会しよう!!

日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)は内閣総理大臣から認定された公益法人です。設立60年の歴史を誇り、国際規格ISO/TC171(文書画像)の日本審議団体でもあります。文書情報マネジメント関連国内唯一の団体で、会員企業も中小から大企業まで全国にわたり、その数は185社を数えています。

委員会活動、各種セミナー・研修会への参加、展示会の出展に有利な条件で参加できるなど特典も豊富。学識経験者を交えての啓発活動は、必ずや企業価値を高めてくれるでしょう。ビジネスの分野を広げ、発展させる絶好のチャンスです。ぜひご入会ください。

会員の特典

- 各種委員会に参加でき、具体的な活動の中で、視野を広げ、交流を深めることができます。
- 各種セミナー、研修会、展示会の出展に安価な費用で参加できます。
- JIIMAの最新活動をメールマガジンなどで優先的に入手できます。
- マネジメント導入事例、最新の技術動向、国内・海外事情など、有益な情報をいち早く入手できます。
- 各種参考出版物、商品(解像力試験標板、試験図票、ターゲット)が割引価格で購入できます。

入会金・年会費はホームページにてご確認ください。また入会のための入会申込書は下記URLよりダウンロードできます。

<https://www.jiima.or.jp/>「入会案内」よりアクセスしてください。

入会に関するお問合せは HPにある「問い合わせ」フォームまで

インボイス制度の概要と事前準備



税理士 森脇 ひとこ

はじめに

ご存じの通り令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（以下、インボイス制度）が導入されます。既に令和3年10月1日より「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付が開始されていますが、まだ準備中という企業が多いのではないのでしょうか。

原則、令和5年3月31日までに登録申請を行わないと10月1日の開始に間に合わないの、そろそろ本格的に準備を始めなければなりません。

今回の連載では、インボイス制度の概要を確認するとともに、どのような準備が必要なのか解説していきます。

1. インボイス制度の概要

(1) インボイス制度とは

事業者が納付する消費税額は、課税売上に係る消費税額から課税仕入等に係る消費税額（仕入税額）を差し引いて計算します。その差し引くことを仕入税額控除といいます。

インボイス制度とは、現行の「区分記載請求書等保存方式」に代わり、複数税率に対応し適正な課税を確保するために導入される仕入税額控除の方式のことです（図1）。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} \text{（売上税額）} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額} \text{（仕入税額）}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

図1 インボイス制度による計算方法

(2) インボイスとは

適格請求書（以下、インボイス）とは、売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、「登録番号」のほか一定の事項が記載された書類又は電磁的記録のことです。導入後は売り手、買い手それぞれに新たな義務が課されます。

インボイスは「請求書」のことと思われる方が多いですが、必要な事項が記載されたものであれば、請求書、納品書、領収書、レシート等その名称は問われていません。

例えば、請求書や納品書など、相互の関連が明確な複数の書類両方を合わせて記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一のインボイスとすることも可能です（図2、①～⑥はP15の4（1）にて説明します）。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

図2 複数をまとめたインボイスの例

2. インボイス制度導入前の準備

(1) 自社の現状確認と社内への周知

インボイス制度導入後に慌てないように、自社が売り手側、買い手側それぞれの立場においてどのようなインボイスを発行、受領する必要があるのか現状把握と問題点の把握、対策を考える必要があります。インボイスは必ずしも経理部門のみで授受するものではありません。こちらがインボイスを受領する場合は相手先によって対応が異なることになるため、営業部門をはじめ、購買部門や契約部門など社員に広く周知し対応する必要があります。

こちらがインボイスを発行する場合には、どの書類をもって「インボイス」とするかの検討が必要であり、それに対応するため、請求書や納品書などのフォーマットやシステムそのものの変更が必要な場合もあるでしょう。また、会計ソフトは免税事業者等からの仕入れを区分して管理できることが必要となります。現状利用しているシステムがインボイスに対応可能なか確認が必須となります。

(2) 適格請求書発行事業者の対象となる事業者

インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。消費税課税事業者であっても登録申請手続きが必要です。課税事業者だからといって登録をしないとインボイスを交付することができませんのでご注意ください。

免税事業者の場合は適格請求書発行事業者に登録することでインボイスを交付することができますが、消費税の申告が必要となります。

なお、登録申請手続きは令和3年10月1日より既に開始されています。令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要があります。申請は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」(図3)を税務署に提出してください。審査に一定の時間がかかりますので準備をしたら早めに提出しましょう。

第1-(1)号様式 国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 年 月 日	(フリガナ)	(〒 - -)
住所又は居所 (法人の場合は 本店又は 主たる事務所 の所在地)	(フリガナ)	(電話番号 - -)

この申請書は、令和3

図3 適格請求書発行事業者の登録申請書の一部

税務署による審査を経て登録された場合は、下記の公表サイトにて登録番号などの通知及び公表が行われます。

国税庁 インボイス制度

適格請求書発行事業者公表サイト

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

登録番号は、法人の場合 T+法人番号、それ以外の個人事業者及び人格のない社団等はT+13桁の数字となります(図4)。

【TOP画面】

国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト

検索欄: 登録番号を検索する
登録番号 (T) 13桁
① 確認したい登録番号を入力

② 検索をクリック

検索結果: T 1234567890123 13桁

一度に最大10件まで検索可能

【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号
T1234567890123

氏名又は名称
国税 太郎

登録年月日
令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関3丁目1-1

主たる屋号
国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

図4 適格請求書発行事業者公表サイトによる検索画面

(3) 相手先の確認

自社のみならず、相手先（仕入先、外注先等）が適格請求書発行事業者であるかどうかの確認も必要となってきます。なぜなら、相手先が適格請求書発行事業者に該当するかによって仕入税額が異なり、自社が納付する消費税額が増加するからです。

もし相手先が適格請求書発行事業者でない場合には、その相手先に消費税を支払ったとしても仕入税額控除は出来ません。（経過措置により、導入後3年は80%、次の3年は50%控除可能ですが、令和11年10月1日から控除が不可となります。図5）

仕入や外注などの相手先が小規模事業者や個人の場合、不動産などを賃借している契約先が適格請求書発行事業者かどうか、今のうちに確認しておきましょう。

(4) 自社が免税事業者の場合

自社が免税事業者の場合は、売り手から消費税額の値引きを要請されるなど、場合によって取引から除外される可能性もあり、結果的に適格請求書発行事業者の登録を行うことが必要となる場合も考えられます。ただし、登録するとインボイスの交付は出来ませんが消費税申告も必要となります。また、消費税の申告をする場合、簡易課税制度が有利になることも多いため事前によく検討してください。

3. インボイス制度導入後の留意点

インボイス制度導入後は、売り手側、買い手側それぞれ次のような義務を負います。

(1) 売り手側の義務

- ①取引相手の求めに応じインボイスを交付する
- ②返品、値引きがあった場合には「適格返還請求書」を交付する

- ③誤りがあった場合には修正したインボイスを交付する
- ④交付したインボイスの写しを保存する

(2) インボイスに代えて適格簡易請求書（簡易インボイス）を交付できる場合

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて簡易インボイスを交付することができます。簡易インボイスとは、後述するインボイスの記載事項のうち、相手先の氏名又は名称を記載しない書類となります。

(3) インボイスの交付義務が免除される場合

下記のみインボイスの交付義務が免除されます。

- ①公共交通料金（3万円未満のもの）
- ②出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
- ③生産者が農協等に委託して行う農林水産物の譲渡
- ④自動販売機・自動サービス機により行われる譲渡（3万円未満のもの）
- ⑤郵便ポストに投函される郵便物

(4) 買い手側の義務

原則としてインボイスまたは簡易インボイスの保存が仕入税額控除の要件となり、既に述べたように、免税事業者等の適格請求書発行事業者以外の者から仕入れた場合は仕入税額控除ができなくなります。

(5) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

次の取引については、一定の手順を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ①インボイスの交付義務が免除される取引（上記3（3））
- ②入場券等が使用の際に回収される取引

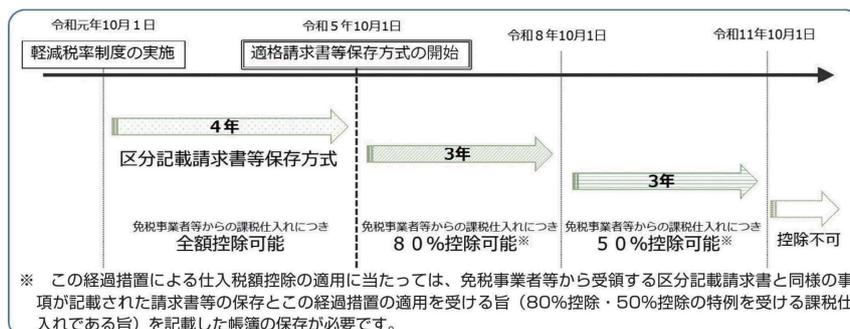


図5 控除される経過措置の割合

- ③古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から古物、質物又は建物を棚卸資産として取得する取引
- ④適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等

(6) 現行の「区分記載請求書等保存方式」との相違点で留意すること

現行では、3万円未満の課税仕入や請求書等の交付を受けなかったことにつき、やむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますがこれが廃止となります。

4. インボイスの記載事項

(1) インボイス・簡易インボイスの記載事項

インボイスに必要な記載事項とは次の項目をいいます。

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 ← 簡易イ

ンボイスでは記載不要（図6）

このうち、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引について交付できる簡易インボイスは、上記のうち⑥（相手の氏名等）を記載しないものとします。

(2) 端数処理

インボイスでは、一のインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います。

一つの商品ごとに消費税額を計算し、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額」として記載することは認められませんので注意が必要です（一のインボイスにつき端数処理は税率ごとに1回）。

【例①：認められる例】

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

【例②：認められない例】

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

《計算例》

- ・税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円（税抜き）
 - 10%対象：28,158円（税抜き）
 - ・それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
 - 8%対象：27,060×8/100=2,164.8→2,164円
 - 10%対象：28,158×10/100=2,815.8→2,815円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

《計算例》

- ・個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
 - ・計算した消費税額を、税率ごとに合計
 - ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。
- ※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

図7 認められる例と認められない例

おわりに

今回は、インボイス制度の概要と導入される前に準備することを中心に解説しました。まだまだ先と思っていると令和5年10月1日はあっという間にやってきます。経理部だけで準備しようと思っていた方も、実際にインボイスを受け取る他部社員への周知が必要だということもご理解いただけたと思います。

次回は、インボイス制度導入後の消費税額計算の方法や、免税事業者への具体的対応、そして電子インボイスのお話をいたしますので、合わせてお読み頂ければと存じます。

（続）

適格請求書			適格簡易請求書		
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号		① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号		
② 取引年月日	② 取引年月日		② 取引年月日		
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）	③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）		③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）		
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）		④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）		
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※		⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率		
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称					

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

図6 適格請求書と適格簡易請求書

文書を安全に取り扱うために 私たちは何をしなくてはならないか

連載 第1回

—文書取り扱いの最小要件 ISO 19475:2021の概要—

日本文書情報マネジメント協会 標準化戦略委員会

1 文書を安全に取り扱うために

日本文書情報マネジメント協会（以下、JIIMA）は、デジタルトランスフォーメーション（以下、DX）社会を支えていくための電子・電子化文書を安全・安心して取り扱うことができるようにする規格の開発をしてきています。

DXを支えていくためには、文書をデジタル化して流通させていく必要があります。この時、組織間でやりとりされる文書の信頼性を維持していくことが重要です。文書を作成する人が期待される通りの手順で作成することによって、はじめて「文書の信頼性」というものが証明できることになります。また、文書を受け取った人が信頼性を確認するには、それらを示す符号やデータを確認し、突合せしなければ信頼性があると判断することはできません。

JIIMAでは、このような仕組みを国内外の規格として制定することにより、より安全なデジタル社会を作っていくことができると考えています。

2 文書の取り扱い規格の制定の背景

周回遅れのデジタル化

デジタル社会が先行している欧米各国は「電子文書の信頼を確保する」ために、電子文書のオリジナリティや処理の過程での改ざん抑制手段は、証拠となる書類の取り扱い規則や電子証拠と判定するための規則で考え方を示しています。一方、我が国では、一部電子化して「作業の結果」を保存することを認めるといった法律（e-文書法）が存在していますが、デジタル化した文書の取り扱いについては、先行している欧米諸国からはその法やガイドの制定時期と照らし合わせると10年あまりの遅れを持っている状況です。

ルールなきハンコレスで電子文書の安全性は危機的な状況
新型コロナウイルスの蔓延で人の流通が途絶え、情報を運ぶ

手段としての「紙」が流通することが難しくなったために、我が国の政府は急激にデジタル社会を推し進めています。ペーパーレス、ハンコレスでの業務再構築をしていくことは各方面から唱えられています。

一方で、文書の信頼性の評価については、文書に捺印されている「ハンコを目視確認」することで、「ハンコがあるので原本と推測できる」、取引の申込書に「捺印」されているので「本人の意思確認」ができています、とされてきています。そのため、ハンコの代わりに免許証の写しを要求されたり、いまだに「紙の流通」と「ハンコ」または「ハンコに代わる確認書類」が確認の主流となっています。

安全に文書を取り扱うために私たちは、どのように作業すべきか

今まで組織や個人は、文書の所有権や作成者名を記して、信頼性のある文書であることを宣言する方法や、業務が完了した文書を「アーカイブ」に保存して過去の事実の確認ができるような仕組みが多く取られてきました。残念ながらこれらの方法は、「紙」と「捺印」が無いと取り扱いができない仕組みとなっていました。紙の場合であれば、特定の場所に保存すればその後変更することができません。また、複製も抑制することができます。

しかし電子文書は、常に更新や複製が可能な状態にあります。これらの状況は、我が国ではデジタル社会への進化を阻害する要因とされてきましたが、欧米ではこの特性に基づいて、安全性を確保するための施策がなされています。

ISO/TC171では、ここで示された施策のポリシーを整理し、次の(1)～(3)の規格化を推進しています。これらの規格は全て、JIIMA会員各社からの要求事項を整理した内容をJIIMAより提案しています。これらの規格を活用すれば、各製品やサービス、さらには各組織の文書取り扱いの安全性は格段に向上することになります。

(1) 文書を安全に生成し、受信する手順を組織でルール化する。(ISO 19475)

- (2) 文書を安全に送付する場合に、マーキングを管理・コントロールする。
- (3) 文書を安全に送受信する場合の、確認、検証の技術適用規準。

3 文書取り扱いの最小要件ISO 19475:2021

これらの規格で、ISO 19475が2021年6月に規格化されました。ここでは、このISO 19475の概要を示します。

想定する文書取り扱いのプロセス

受信/生成・処理・送信の作業を整理して、この図1ではそれぞれの作業で、何を確認し、何を担保することが必要であるかを示しています。

受信者は、データを受信したらアーカイブに保存する。そして、処理できるように受け入れをする。処理を開始したら社内の共有ストレージなどを通して新たに情報を生成したり、処理したりする。処理した結果を判定して、決裁する。決裁した結果をアーカイブに保存するとともに送信できる形式に変換・割付して送信する。そして送信した結果がどのように使用されているか、監視または送信した文書の作成状況を監査する。

以上のプロセスにおける作業内容を規定しているものになります。

ISO 15489記録管理の運用との違い

文書の扱いは、「生成」「保管」「保存」「廃棄」のライフサイ

クルによって決定されていると考えている方も多いと思います。これは、ISO 15489において従来から行われてきた「完成した文書を長期的に保存していくこと」を目的とした場合に適用されてきました。

ISO 19475では、電子帳簿保存法のスキナ保存（取引伝票を紙で受け取った場合に、電子化して保存する場合）においても、保存した後（紙を電子に複製後）に、探しやすように「検索用の台帳の作成」をしたり、電子化後の改ざんを抑制するためにタイムスタンプを使用したりして、文書そのものを「改ざん」できない仕組みを規定しています（さらには、複製した紙は、廃棄しなければならないようにされています）。

一方、全ての業務の電子的な操作が可能となってきた場合には、「流通している文書の信頼性を確保する」ことが必要となってきました。

電子帳簿保存法の電子取引（電子的に受け取った書類は、電子のまま処理、保存する場合）においては、授受をいかに正しく実行したのか発信者と受取者などの経緯（コンテキスト）が前提となっています。この経緯は、各組織が信頼を持って記録しているという考え方です。

つまり、流通する際に大きく影響するのは、送信者と受信者が共に「業務の統制=インテグリティ」と「相互に情報が使用できる、相互運用性」、さらには「信頼性の認証・認可」となります。

これらの考え方をそれぞれの作業内容に織り込むことを求めた規格がISO 19475です。

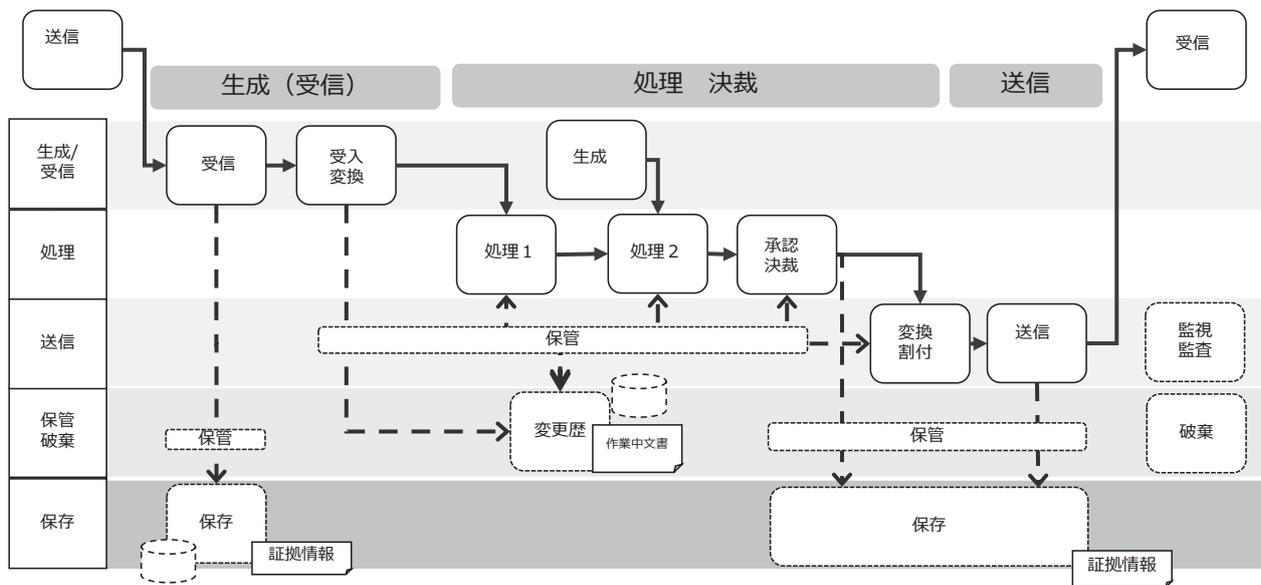


図1 想定する文書の取り扱いプロセス

従来の文書の保存管理

作成（完成）された文書を保存・保存期限を管理する

紙文書を主体に業務を実施

完成した文書を変更することなく「保存・保管」しなければならない



ISO15489 記録管理の枠組み

例：

電子帳簿保存法のスキャナ保存
紙書類を電子化して長期保存する

正しくスキャンして 長期に改ざん防止措置、
見読性をもたなければならない

電子文書情報の流通管理

作成する過程を統制・取り扱いの状況を管理する



電子文書を主体に業務を実施

文書を正しく「作成して、流通を統制」しなければならない



ISO19475 文書管理の最小要件

例：

電子帳簿保存法 電子取引

正しく受け取り、正しく処理（記帳）したこと（帳簿との関係性）を説明しなければならない

図2 記録管理と電子文書情報の流通管理

各組織に対する要件

図3では各組織に対する要求を示します。全体を通して、内部統制の有効な組織活動が前提とされています。

受信する組織に対する要求

- 受け取った文書を、使用する権利と権限を有するかどうかを確認する。
- 使用する権利と特権を持たない種類のドキュメントを受け取らない。
- その処理目的に従って、受領および承認された文書の完全性を維持しなければならない。
- 受領および承認プロセスに関与する機器の品質を維持しなければならない。
- 受入義務を他の組織に委託する場合は、委託を認められていない書類の受け取りを避けるため、注意を払う必要がある。

受け取った文書の信頼性は、電子署名またはタイムスタンプなどの情報、または情報を送信した当事者の組織の信用度によって確認されます。

送信する組織に対する要求

- 文書の配信先組織が、配信されるドキュメントを使用する権利と権限を持っていることを検証しなければならない。
- その組織が配信する権利と権限を持つ文書だけを配信しなければならない。
- 配信作業の完全性（統制）を維持しなければならない。
- 配信作業に使用される機器の品質を維持しなければならない。
- 配信先の要求（契約）に基づいて、文書フォーマットや文書の提示範囲を制限しなければならない。
- また、組織は、配信先の要求に基づいて、文書の形式や文書の提示範囲を変換して提供しなければならない。
- 適切な通信路を選択しなければならない。
- 組織は、配信された情報の利用状況を監視することができるものとする。
- 配信された文書の有効期限を示さなければならない。
- 配信された文書および配信ログ（記録）を、指定された有効期間、保存され、破棄してはならない。
- 配信された文書を、期限切れ時に回収または廃棄しなければならない。

図3 受信・送信者に対する要求事項

パーレス、ハンコレスでの効率的な文書取り扱いを実施するための最低要求をまとめた規格となっています。

そのため、特定の安全性が要求される文書から日常的な業務にこのルールを適用することが可能となっている一方で、文書を取り扱うために利用される電子文書の管理機能を持ったシステムは、このルールが容易に適用できる機能を持っていない限りなりません。

活用の例を次に示します。

①電子インボイス制度での安全性確保

文書の取り扱いに対して、安全性を確保した組織間流通の証明

②業務委託関連の文書による指示等の際、権利保持

委託先にデータを提示したり、仕様書を提示したりする場合における内容の安全性の証明

③データ納品された情報の権利や品質保持

不適切な流通ルートから受け取った文書の安全性確保

標準化戦略委員会では、このような場面でISO 19475を適用していくにあたり、特に注意すべき事項、ソフトウェア、サービス製品に備えるべき機能を整理してJIIMA規準となるISO 19475適用規準、適用チェックリストを整備する予定です。これらのJIIMA規準を活用して、会員企業のサービス、ソフトウェアの機能向上が推進していただけるものと信じています。

今回は、JIIMA規準の開発状況から規格適用を具体的に進める場合に必要となるリスクとそのコントロールについて、説明します。

(続)

4 ISO 19475の活用

ISO 19475は、安全を確保しながら電子的な業務推進、ペー

中外製薬株式会社 (DX銘柄グランプリ2022)

新成長戦略「TOP I 2030」の キードライバーにDXを位置付け、 デジタルを活用した 革新的な「新薬創出」へと舵を切る

株式会社メディア・パラダイム研究所
ITジャーナリスト おくだいら ひとし 奥平等

国産初の抗体医薬品の創製に成功するなど、革新的かつ独創的な抗体エンジニアリング技術を研磨し、確固たる創薬基盤を築いている中外製薬株式会社（以下：中外製薬）……。その強みをいかに発揮し、同社の開発領域はがん領域を中心として自己免疫疾患領域・神経疾患領域・眼科領域など多岐にわたる。

なお、同社は現在、患者はもとより医療分野の社会保障の課題を含めて社会全体に価値をもたらすことを目的に、新しいテーマへの取り組みをスタートしている。1人ひとりに最適な医療サービスを提供し、治療の最適化を目指す真の「個別化医療」への挑戦である。

この実現に向けて、同社は目覚ましい進歩を遂げるデジタル技術の活用に着目。2019年10月にデジタル戦略推進部を発足し、全社横断でDX（デジタルトランスフォーメーション）への取り組みを本格化するとともに、2020年3月にはDXの推進指針となる「CHUGAI DIGITAL VISION 2030」を策定。さらに翌2021年2月4日に発表した新成長戦略「TOP I 2030」では、DXをキードライバーの1つに明確に位置付けている。

その成果は高く評価され、経済産業省と東京証券取引所が共催する「DX銘柄」において、2020年から3年連続で同銘柄に選定。「DX銘柄2022」では日本瓦斯株式会社とともに、見事、グランプリに輝いている。

同社はどこに焦点を当てて、どのようにDXを加速・推進させてきたのか？ そのプロセスと成果、次なる展開について、同社上席執行役員 デジタルトランスフォーメーション統括 デジタルトランスフォーメーションユニット長の志済 聡子氏に聞いた。

■ DX銘柄2022

経済産業省と東京証券取引所が共同で実施しているプログラムで、東京証券取引所に上場している企業の中から、DXを企業価値の向上につながる仕組みとして推進し、優れたデジタル活用の実績が認められる企業を、業種区分ごとに選定して紹介している。2022年6月7日、「DX銘柄2022」として2社、「DX銘柄2022」として33社、「DX注目企業2022」として15社が選定された。なお、同銘柄の選定企業は単に優れた情報システムの導入やデータの利活用にとどまらず、デジタル技術を前提としたビジネスモデルおよび経営の変革に果敢にチャレンジし続けており、これらの取り組みをベストプラクティスとして参考にすることで、日本の産業界全体の発展に寄与することが期待されている。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220607001/20220607001.html>

DXをキードライバーとする成長戦略で 「技術ドリブン」のコアコンピタンスを強化・拡充

中外製薬のコアコンピタンスは、「技術ドリブン」の研究開発型の製薬メーカーであることだ。多くの製薬メーカーが特定疾患に絞り込んで創薬に取り組んでいるのに対して、同社は先に創薬に応用可能な「技術」を開発。その技術を広範に適用することで、従来の治療体系を大幅に変え得る新規性・有用性が高い独創的なファーストインクラスの医薬品、同クラスの薬剤が複数ある中で、効果や安全性など臨床的な主要性の観点で最も

優れているとされるベストインクラスの医薬品など、新薬を連続的に創出するアプローチを進めている。

特に強みを発揮し、世界をリードしてきたのが、特定の異物にある目印（抗原）と特異的に結合して、その異物を体内から除去する分子となる「抗体」に着目した独自の「抗体エンジニアリング技術」である。例えば、がん治療に応用したケースでは、抗体はがん細胞の表面にある目印（抗原）をピンポイントで狙い

『R&Dアウトプット 倍増』・『自社グローバル品 毎年上市』

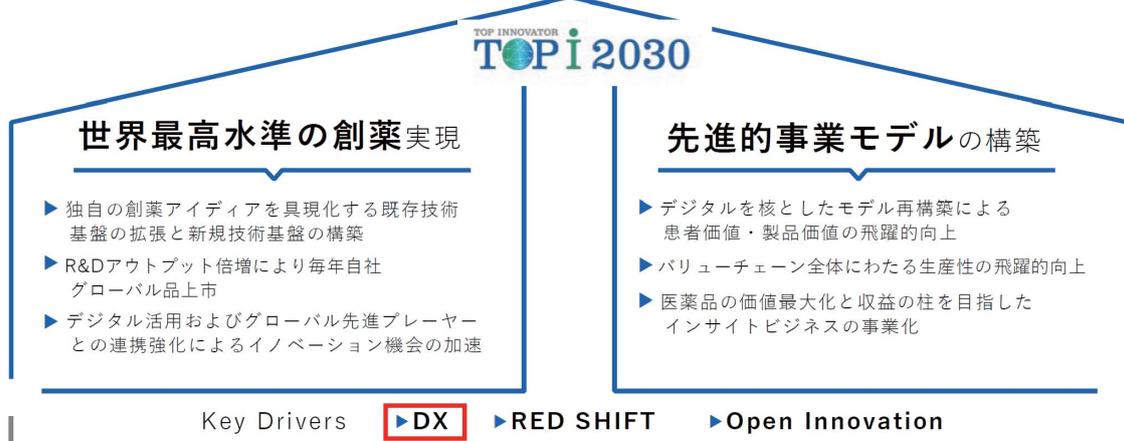


図1 新成長戦略「TOP I 2030」の軸 提供：中外製薬株式会社

※Research (研究)とEarly Development (早期開発)の総称

撃ちし、目印(抗原)のない正常な細胞には結合しないため、高い治療効果と副作用の軽減が期待されている。

この「抗体エンジニアリング技術」の源泉となっているのが、同社が1980年代から我が国のパイオニアとして取り組んできたバイオ医薬品開発だ。ここで培ってきた技術・経験・知見をベースに、世界から注目される革新的な抗体エンジニアリング技術の確立に相次いで成功。2005年に国産初の抗体医薬品を上市。2017年には血友病A治療薬として世界初のバイスペシフィック抗体医薬品を世に送り出している。

さらに同社は、次世代の創薬技術として注目を集めている「中分子創薬技術」においてもアドバンテージを築きつつある。中分子医薬は、抗体と低分子の特徴を併せ持つ、「創薬のパラダイムシフト」と言われる領域だ。同社は「これまで狙えなかったターゲットへのアプローチが可能になる」として、この領域でも世界をリードしていこうとしている。

このように世界でも稀な「技術ドリブン」のアプローチで成長を続ける同社だが、そのバックボーンには2002年スタートした、スイスに本社を置く世界屈指の大手医薬品メーカーロシュ社の「戦略的アライアンス」がある。これを機に同社はロシュグループの一員となったが、この協業は従来の合併とは大きく異なり、両社の強みを相互に活用するという、かつてないユニークなビジネスモデルとなった。同社はロシュ社が有する最先端のノウハウやインフラを活用し、グループの研究開発成果に基づく製品の導入を活発化。一方、東証上場を維持する経営の独立性を担保しつつ、ロシュ社のネットワークを通じて自社製品のさらなるグローバル展開を活性化させるなど、大きなシナジー効果を

生み出した。これにより、強固な開発パイプラインを確立した同社は、いまや「国内屈指の新薬メーカー」といわれるポジションを築いている。

そしていま、同社はDXをキードライバーの1つとして、「技術ドリブン」のさらなる強化・拡充を図ろうとしている。2020年3月に策定した「CHUGAI DIGITAL VISION 2030」、2021年2月4日に発表した新成長戦略「TOP I 2030」は、その決意表明ともいえる。同社の上席執行役員 デジタルトランスフォーメーション統括の志済 聡子氏は、この2つのバックキャスト戦略について、次のように説明する。

「新薬の開発は通常10年から15年、予算は1,000億円～2,000億円という、膨大な時間・コストを費やすにもかかわらず、その成功確率は非常に僅かで0.05%にも満たないとされています。それだけに、新薬メーカーにとって新薬開発の生産性をどれだけ向上させることができるかは、最大の課題といっても過言ではありません。その中であって、当社は新成長戦略『TOP I 2030』では、R&Dアウトプットの倍増、そして自社製品を毎年確実にグローバルマーケットに送り出すという、まさに画期的ともいえるKPI(重要業績評価指標)を設定しています。そして、その実現に向けたキードライバーの1つがDXに他なりません。これについては新成長戦略の前年に策定した『CHUGAI DIGITAL VISION 2030』のもと、積極的に変革を推し進め、すでに当社の技術ドリブンアプローチを後押しする段階に入っています」

新成長戦略とDXビジョンの整合性を担保 SoRとSoEを両輪で回す「バイモーダルIT」を実践

では、中外製薬はDXでどのような将来像を描いているのであろうか。まず、「世界最高水準の創薬実現」と「先進的事業モデルの構築」を柱とする「TOP I 2030」だが、前者においては①独自の創薬アイデアを具現化する既存技術基盤の拡張と新規技術基盤の構築、②デジタル活用およびグローバル先進プレーヤーとの連携強化によるイノベーション機会の加速を注力ポイントに、先のKPIを達成しようとしている。

一方、後者においては①デジタルを核としたモデル再構築による患者価値・製品価値の飛躍的向上、②バリューチェーン全体にわたる生産性の飛躍的向上、③医薬品の価値最大化とインサイトビジネスの事業化を目指している。ここでいうバリューチェーンの生産性向上とは、定型業務の自動化から治験のデジタル化、スマートプラント、新たな顧客接点の創出までを包含している。また、インサイトビジネスは、獲得・蓄積したデータの活用・分析を通じて得られたインサイト（洞察）によって、自社の創薬・開発や医療品の価値を最大化し、患者や医療従事者に提供することにより、次世代エンゲージメントモデルを構築することを意味する。例えば、ゲノムデータから導いた知見をドクターに提供できれば、これまでは難しかった診断や早期発見に役立てられる。究極的には、高度な「個別化医療」を実現することが目的だ。

次にこれを後押しするDXだが、「CHUGAI DIGITAL VISION 2030」には「デジタル技術によって中外製薬のビジネスを革新し、社会を変えるヘルスケアソリューションを提供するトップイノベーターとなる」というビジョンが掲げられている。ここでの基本戦略は、①デジタル基盤の強化、②すべてのバリューチェーン効率化、③デジタルを活用した革新的な新薬創出の3つ。これらを基軸に変革を推し進め、創薬・開発・製薬・顧客価値・成長基盤をテーマとする抜本的改革に着手している。

①の代表格といえるのが、2020年にサービスインした中外製薬独自の全社データ活用基盤「CSI (Chugai Scientific Infrastructure)」である。大容量データをセキュアに保管し、分析・解析に活用することを目的に、クラウドプラットフォームであるAWS

(Amazon Web Services)上に構築されており、社内データの部門横断的な活用の促進、大学・研究機関や病院との共同研究プロジェクトの迅速な推進、作業の共通化・自動化による環境構築コスト削減・期間の短縮、ゲノムデータ等の高いセキュリティが要求されるデータの安全な取り扱い、情報流出や外部攻撃などのセキュリティリスクの低減などに寄与している。

その一方で同社は、基幹システムにおいてもグローバル統合ならではの価値を追求しつつある。

「CSIはSoE (System of Engagement)、SoI (System of Insight)と呼ばれるフロントエンドの基盤、基幹システムはSoR (System of Records)としてバックエンドの基盤を担います。ポイントはいずれも変化対応力に富んだスピード感を有するシステムであること。そのためには、この2つのシステムを個別の仕組みとして最適化するだけでなく、成長基盤の両輪と位置付けなければなりません。その意味で、当社ではいずれもクラウドファーストの観点から計画を立案し、インフラや自動化ツールなどの選定を行っています。コスト・納期・セキュリティでの優位性はもちろんのこと、大量データの蓄積、アプリケーションの柔軟性・可用性を含めて、拡張性が高いと判断しているからです」(前出・志済氏)

確かにDXのトレンドでは、SoEやSoIに注目が集まり、そこへのウエイトを高めようとする動きが顕著である。しかし、IT調査会社のガートナーが提唱する「バイモーダルIT」では、コスト

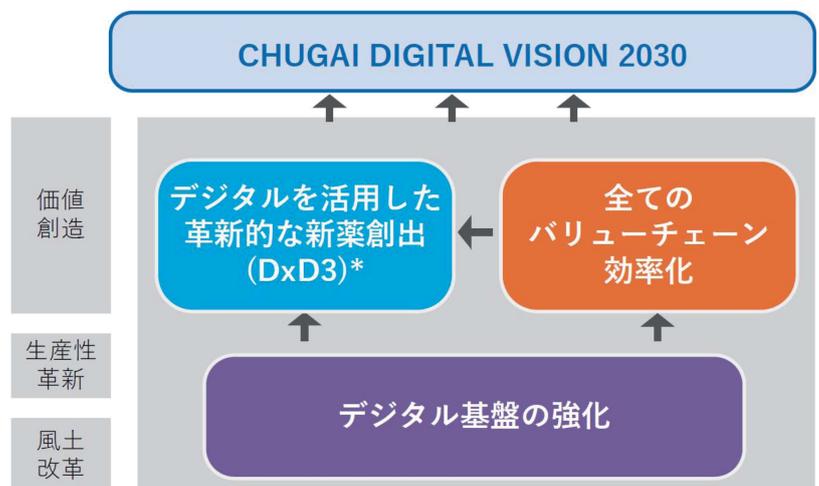


図2 「CHUGAI DIGITAL VISION 2030」の基盤 提供：中外製薬株式会社

削減や効率化を重視するSoRと、柔軟性・スピードが求められるSoEを「いかに使い分けるか」に力点を置いている。その意味

において、DXの最先端を歩もうとしている同社が、SoRに立脚した基幹システムという存在を重視していることは興味深い。

「挑戦する文化」がデジタル基盤強化へとつながる 継続性・循環性に富んだアイデア実現プログラム「DIL」

図3は中外製薬が描く、DXを核とする「2030年の将来像」である。ここで「新薬創出」・「バリューチェーン効率化」と並んでクローズアップされているのが、「デジタル基盤強化」である。

そこで注目したいのが、「DIL (Digital Innovation Lab)」という存在である。これは、「CHUGAI DIGITAL VISION 2030」に掲げる3要素の1つである「デジタル基盤の強化」につながるもので、社員の自由な発想やチャレンジを形にする仕組みを定常的に設け、新しい価値創出に寄与することを目指している。

いうなれば、中外製薬流の公募制のアイデア実現プログラムだが、実は非常に奥が深い。というのも、DXの根底には「変革」へ向けての1人ひとりの意識改革が不可欠となるが、多くの企業がここで停滞してしまっているケースが少なくないからだ。最近ではアイデアソンやハッカソンなどを実施する企業も増えてはいるものの、多くは一過性に終わってしまい、ビジネスに直結することはあまりない。

その意味において同社が展開する「DIL」は、継続性・循環性が担保されているところに特色がある。社員であればだれでも応募ができ、個人・グループ・組織といった単位でアイデアを創出することがスタートラインとなるのは既存のアイデアソンと変わらないが、次のコンセプトを具現化する企画書作成の段階から、そのユニークさが現れる。デジタル戦略推進部とITソリューション部が一体となって、実現に向けてのプロセスをバックアップしているのである。

なお、DILに応募された企画は、志済氏がトップを務めるデジタルトランスフォーメーションユニットで精査される。その中から選ばれた優れたアイデアにはダイレクトに予算が付与され、起案者が主体的にプロジェクトを推進するPoC (Proof of Concept)、すなわち検証フェーズへと移行する。

ここでのキーポイントは、PoC予算の考え方だ。その決済が「DIL」の運営母体に一任されているのである。最近では「PoC疲れ」とか「PoC貧乏」などといった言葉もささやかれているが、「DIL」の場合はPoCの期間が「3ヵ月」と限定されているのも特徴的だ。

一方、PoCで成果が認められた場合には、本番開発が検討

される。ここでの予算は大きく膨れあがるため、決済はデジタル戦略委員会に委ねられる。同委員会はデジタルおよびITの戦略・計画・投資案件に関して審議・調整を行う機能横断的な意思決定会議体で、志済氏を含めた各部門のトップマネジメント層で構成されている。

2019年から始まった「DIL」はすでに4回実施されており、1回あたり150件前後、累積で400件を超える応募があったという。その中からPoCに進んだアイデアは50件前後、本番展開フェーズを迎えたケースも10件にのぼる。

本番開発に移行した2例を紹介する。1つは、「VR (Virtual Reality) を活用した分子モデリングシステム」。VRゴーグルを用いた仮想空間の中で、研究者同士がリモートで集まり、化合物の立体モデルを議論・検証できる仕組みだ。これはグローバルからも高い評価を受け、実際に使用している研究者によれば、没入感が圧倒的でインスピレーションが刺激されるという。

もう1つは、「Apple ResearchKitによるApp作成」。スマートフォンやウェアラブルデバイスから得られるデータを用いて、病気の有無や治療による変化を客観的に可視化する指標をdBm (Digital Biomarker) というが、これをiPhoneアプリとして実装する仕組みである。まずは、さまざまなデバイスからdBmデータの取得を可能とするプラットフォームを構築。同時にAppleが提供する開発キット「Apple ResearchKit」で、まずはPocで、さまざまなデバイスから活用できる環境を研究開発用に整備した。なお、iPhoneは世界中の医師が治療や健康に関するさまざまな取り組みに利用しているだけに、この企画もグローバル性を内包しているといえよう。

「DIL」の最大の目的は、より多くの社員にデジタルリテラシーを身に付けてもらうことはもちろんですが、“挑戦する文化”を醸成することに他なりません。言い換えれば、“失敗を恐れない文化”への転換でもありました。自由な発想やチャレンジを当たり前にするためには当然、仕掛ける側も目先のROI (Return On Investment: 投下資本利益率) だけにこだわってはいけません。むしろ、先進性や拡張

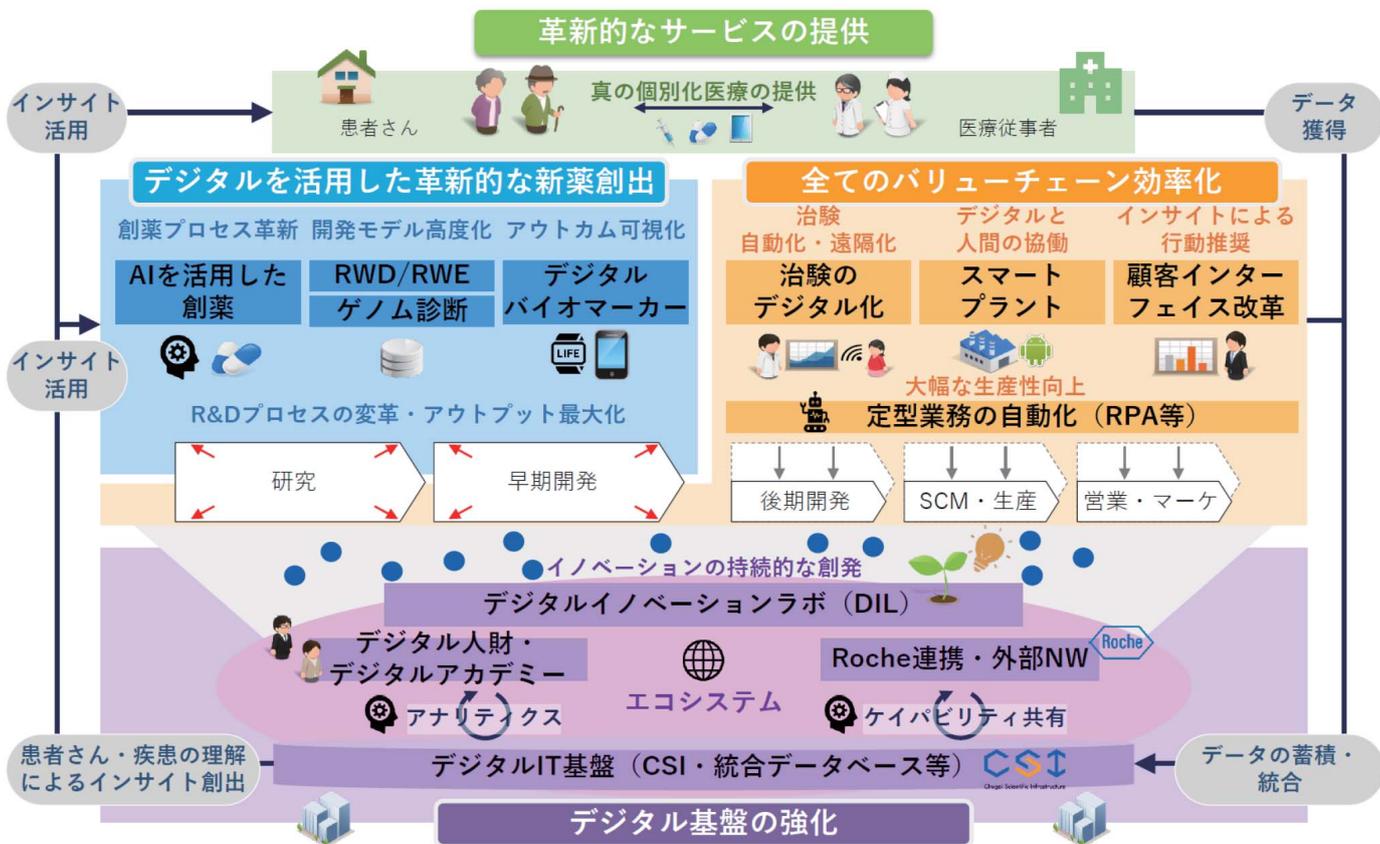


図3 中外製薬DXの2030の絵姿 提供：中外製薬株式会社

性、将来性などの観点を重視した取り組みにしたいと考えました。同時にDILを通じて、社員に新しい風を感じてもらうだけではなく、DXを推進する側のデジタル戦略推進部とITソリューション部にも変化を求めました。デジタル戦略推進部にはDILの運営全般を担ってもらうことで「DX=変革」であることを実感してもらいたかったし、ITソリューション部には起案者の技術的課題を一緒に考え、解決するプロセスを踏まえて、テクノロジーの「進化」に加えて「深化」までを体感してもらいたいと考えました。これらのねらいは、ほぼ達成できたと実感しています」(前出・志済氏)

社員のDXの取り組みを支援しデジタル人財を育成する仕組みとしては、「DIL」と併せて「CDA (CHUGAI DIGITAL ACADEMY)」がある。デジタル人財を体系的に育成する仕組みで、座学 (Off-JT) と実践 (OJT) による包括的なプログラムを開発。2021年4月に第1期のプログラムをスタートさせ、毎回30人規模が約9ヵ月に亘って受講する体制で、現在、第5期まで進んでいる。当初はデータサイエンティストを中心にデータエ

ンジニア、デジタルストラテジストなどの職種を定義して展開してきたが、途中で幅広いデジタル関連知識・経験をもとにDXプロジェクトを企画・管理・推進するDPL (Digital Project Leader) の存在にも着目。これを含めて優先育成を展開する方向にアップデートされた。当然、教育コンテンツの拡充も図っており、大学・研究機関と共同開発して学生を含めて提供する産学連携の社会貢献スキームも視野に入っているという。

「一口にデータサイエンティストといっても、実際には高度解析・統計型、ビジネス型、プログラマ・エンジニア型に分類することができます。現在は高度解析・統計型の育成に注力していますが、今後はさらに多様性を求めていきたいと考えています。その扉を開く方法の1つが、外部との連携強化です。単にノウハウ提供、人材確保を目的とせず、オープンイノベーションの観点から多様性を探っていくことで「共創」を加速させ、パートナーエコシステムの拡充を図っていきたくて考えています」(前出・志済氏)

1丁目1番地とする「新薬創出」の鍵を握るAI活用 3つの重点ポイントから進捗を探る

「2030年の将来像」に話を戻すと、製薬メーカーだけに「1丁目1番地は、やはり新薬創出になる」と、志済氏は説く。同社では、「デジタルを活用した革新的な新薬創出」を「DxD3 (Digital transformation for Drug Discovery and Development)」と呼んでいるが、具体的にはどのように進捗しているのだろうか？

「DxD3」の展開においては、具体的に3つの重点ポイントがあげられる。「AI創薬 (AIを活用した創薬)」、「RWD (リアルワールドデータ)」、「dBM (デジタルバイオマーカー)」である。

「AI創薬」に関しては、実は「CHUGAI DIGITAL VISION 2030」が発表される以前から、研究本部を中心に複数のプロジェクトが進行していたものの、部門間の情報共有が十分ではない面があった。そこにデジタル戦略推進部が横断を刺し、全社での推進をリードしたことによって、取り組みは急速に広がった。プロジェクト数が一気に倍増するなど、AI創薬の研究が一気に開花しそうな段階を迎えつつあるという。具体的には、次のようなプロジェクトや技術展開が進められている。

■抗体・中分子デザイン

抗体・中分子・低分子などの創薬モダリティの研究開発において、AI機械学習を用いてリード化合物の選抜、最適化を図るアプローチ。中外製薬では「MALEXA[®] (Machine Learning × Antibody)」と呼ばれる独自のAI技術を構築しており、「機械学習×抗体」で創薬プロセスそのものの変革に取り組んでいる。2021年3月にはその成果が「Scientific Reports^{*1}」に掲載されるなど、まさに実用段階に突入している。

■研究開発における論文領域

AIテキストマイニング技術を用いて、論文のクラスタリング分析、ネットワーク解析を行うアプローチ。ここでいうクラスタリングとは、データ間の類似度に基づいて、データをグループ分けする機械学習の手法を指す。なお、現状ではデジタル化された論文を主な対象としているが、研究開発段階においては紙ベースの論文から検証するケースもあるという。それだけに、JHIMAにおいては文書情報管理の視点から学び、貢献できる分野と言えよう。

■Digital pathology技術

AI画像解析技術を用いて、細胞判定や薬理試験後の臓器の選別や計測・判定を行うアプローチ。例えば、動物実験の病理標本の解析を自動化する深層学習ワークフローを開発することで、前臨床の薬理効果の判定に要していた時間を大幅に短縮した。

■ヒト予測Model & Simulation

多様なモデルを用いて薬剤の効果や反応を予測するアプローチ。薬剤が認可されるためには臨床試験というプロセスが不可欠となる。動物実験や物理化学実験のデータから高い精度でヒトの体内の薬物動態を予測するモデルが構築できれば、試験対象の絞り込み、数的・期間的軽減などが可能になる。その意味で、薬剤の開発・認可プロセスを大きく短縮させる可能性を秘めている。

次に「RWD」だが、ここでは国や地方自治体、企業の健康保険組合などから提供される健康診断のデータに加え、レセプトデータ、DPCデータ、電子カルテのデータ、患者レジストリデータといった疾患に関わる臨床データが中心になる。そのため、データ利活用の推進においても法的・制度的な制約があり、まずはそこがクリアされる必要がある。とはいえ、2022年4月より施行された改正個人情報保護法では、ビッグデータの適正な利活用に資する環境整備のために「匿名加工情報」の制度が設けられており、特定の個人を識別できないように加工された人流情報、商品情報などから広範囲な関係性を見出すパーソナルデータの活用が視野に入りつつある。それだけに課題が多いものの、制度面がクリアされた際にジャストインタイムで成果を出せるよう、多様なプロジェクトが展開されているという。

最後に「dBM」だが、患者が疾病や怪我などで感じている苦痛を客観的に計測し、データ化することは非常に難しい。それは「痛み」1つとっても、「刺すような痛み」、「割れるような痛み」、「焼けるような痛み」、「重苦しい痛み」……、痛みの種類を表現する言葉が数多くあることからもお分かりであろう。また、医師や看護師に「痛み」の発生時・程度・種類・場所などを伝える

※1 <https://www.nature.com/articles/s41598-021-85274-7>

際に、どう伝えていいかわからずに苦勞するケースも見聞される。それだけに「痛み」を客観的に計測できれば、患者はもちろん、医療従事者にとっても、新薬の研究開発においても大きな価値がある。実際に同社においても、さまざまな医薬品開発プロジェクトから「dBMを使いたい」という要望が恒常化してきているという。

それだけに独自の「dBM」開発が急がれるが、「dBM」はデバイス、センサー、アルゴリズムなど、さまざまな要素に依存する。それだけに、まずはその組み合わせとバランスが大切だが、技術の進歩が速いことも相まって、それは決して容易ではない。加えて、特定の疾患に成果が見出せたとしても、その他の疾患での有効性も検証していく必要がある。道のりは険しいが、すでに足掛かりができつつある段階へと着実な歩みを続けているという。

以上のように、創薬の世界ではデータの「量」のみならず「質」と「種類」が求められていることが良く分かる。まさにビッグデータといわれる「3V (high-Volume / high-Variety / high-Velocity)」の世界が繰り返されているのだ。そこでは当然、構造化データ、非構造化データ、センサーなどから収集される



中外製薬株式会社
上席執行役員
デジタルトランスフォーメーション統括
デジタルトランスフォーメーションユニット長
志済 聡子 氏

提供：中外製薬株式会社

データに加えて、今後はSNSやパーソナルデータの活用も模索されていくであろう。

それだけに、文書情報管理ベンダーもまた、まずは「Fact(事実)」としてのデータに向かい合う必要があるはずだ。そして、自身で「Fact」を「Intelligence(知)」や「Insight(洞察)」といった「情報」に昇華させる術を模索していくことが求められる。その術が見つかった時、文書情報管理ベンダーがDXに大きく貢献するチャンスが生まれてくるに違いない。

奥平等 (おくだいら ひとし)

1958年東京都生まれ。株式会社メディア・パラダイム研究所代表取締役。「DP(情報処理)からIT(情報技術)へのパラダイムシフト」と言われた時代から、業界ならびに技術の進化に関する取材を開始。基幹システム、ITインフラ、ネットワーク、BI、教育情報化などをテーマに執筆活動を展開。また、取材活動を通じて蓄積したユーザー目線のスタンスで、IT企業におけるB to Bマーケティングのプランニングに携わっている。

御社の文書管理診断します！ 文書管理達成度評価・調査ご協力をお願い

「皆さんの組織の文書管理のレベルはどのくらいですか？」

各組織では、内部統制、説明責任など、社会のさまざまな要請にもとづいて文書管理を実践しています。しかし、文書管理のレベルを測る仕組みがなく、これで十分なのか、不足している点は何かわかることが難しいのが実情だと思います。

JIIMA文書管理委員会では、そんな疑問を解消し、各部門が正しく文書管理ができているかを診断するサービスを開始しました。貴社組織の現状を回答シートに書き込み送付いただければ、文書管理委員会が診断しお返しします。

将来的にはご提供いただいた情報を元に、日本における組織の文書管理現状をまとめ、その中で各組織がどのレベルに位置づけられるかをわかるようにしたいと考えています。

自社の文書管理に関心がある組織の方々のご利用をお待ちしています。

メリット

- 自社の強みや弱みを明確に把握することができるとともに、取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけられます。
- 他社のレベルと比較でき、自社の文書管理推進の動機付けになります。
- 一定の時間が経過した後に再評価することにより、自社の改善の度合いを確かめることができます。

詳細は右記URLを参照ください。 https://www.jiima.or.jp/basic/doc_mng/



シンガポール 「LifeSG」



(株)第一生命経済研究所 主席研究員

かしわむら たすく
柏村 祐

1. 国家プロジェクトとしての「LifeSG」

筆者は前回、行政サービスのデジタル化が進んだ国として、台湾の行政プラットフォーム「我的E政府」について取り上げた。今回は、同じアジアの国で行政サービスのデジタル化が進むシンガポールを取り上げ、そのポータルアプリ「LifeSG」について解説する。

シンガポールにおける行政サービスのデジタル化が加速したきっかけとして、2014年11月にリー・シェンロン首相が施政方針演説で表明した「スマート・ネイション・ビジョン」がある。これは国家単位でのスマートシティ構築を目指すというもので、国民

誰もが充実した人生を過ごせる国家を形成するために、テクノロジーを活用して生活水準の向上、コミュニティ強化、新規事業創造を促進することを目標としている。

「スマート・ネイション・ビジョン」実現のための戦略的国家プロジェクトは8種類（「GoBusiness（ゴービジネス）」、「CODEX（コーデックス）」、「E-Payment（イーペイメント）」、「LifeSG（ライフシンガポール）」、「National Digital Identity（ナショナルデジタルアイデンティティ）」、「Punggol Smart Town（プングルススマートタウン）」、「Smart Nation Sensor Platform（スマートネイションセンサープラットフォーム）」、「Smart Urban Mobility（スマートアーバンモビリティ）」から成り立っており、行政ポータルアプリ「LifeSG」（図1赤枠）はそのうちの1つに位置付けられる。

2. 生活に溶け込む行政ポータルアプリ「LifeSG」

行政ポータルアプリ「LifeSG」は、2018年6月から利用が開始された。開始当初は、まず6歳未満の幼児を持つ家族をサポートする機能が提供された。その後、2019年9月に60歳以上の国民向けのアクティブエイジングメニュー、2020年6月に求職者向けの雇用サポートガイドが追加されるなど、機能が適宜追加され進化を遂げている。

「LifeSG」の特徴は「個人に最適化された行政サービス」にある。70を超える行政サービスはこの1つのアプリに集約されている（図2）。国民の関心の高い家族と子育て、健康管理、仕事と雇用、住宅と財産、教育と学習、その他のテーマ毎にグループ化され、国民の個人属性に基づいて最適化された行政サービス情報が表示される。「個人に最適化された行政サービス」であることを示す例として、現在、出生登録の10人に7人が行政ポータルアプリ「LifeSG」経由となっていることを挙げることができる^{※1}。以前は出生登録手続きを行うためには役所に赴

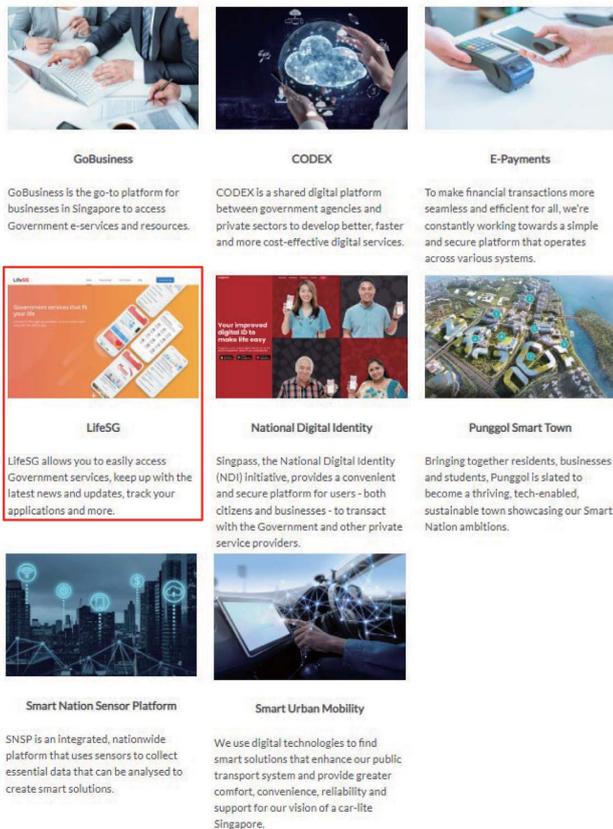


図1 シンガポールの戦略的国家プロジェクト

資料：SmartNationHPより [https://www.smartnation.gov.sg/initiatives/strategic-national-projects]

※1 シンガポールSmart NationHPより
https://www.life.gov.sg/help-support/about-lifese

く必要があったが、今では「LifeSG」上で手続きを行うことが可能であり、出生登録に関して費やす時間は60分から15分に短縮されている^{※2}。2番目の子供を「LifeSG」経由で出生登録をしたChien Koh Wei氏によれば、「LifeSG」による出生登録について「私の最初の子供と比較して、今回は簡単でした。LifeSGアプリと一緒にログインし、プロセス全体を非常に迅速に手続きできました。」とインタビューに答えている^{※3}。

出生登録に留まらず「個人に最適化された行政サービス」は、年金、医療、教育、特典などのコンテンツ表示や必要となる公的手続きの通知サービスなど、幅広い分野に拡大している。コンテンツの一例として、就学や就職などに伴う手続きを簡素化するガイドが挙げられる。例えば、「家族支援計算機」と呼ばれる機能を通じて世帯収入や家族規模を入力すれば、その家族が申請できる育児休暇制度、助成金、福利厚生情報を確認できる。また「予算適格性チェッカー」と呼ばれる機能を通じて自分自身の情報を入力すれば、行政から受けられる可能性がある特典を確認できる。高齢者のボランティアをしているChery氏によれば、「高齢者向けのアプリの最高の機能は、収入に基づいて得られる助成金を簡単に知ることができる予算適格性チェッカーだと思う」とインタビューに答えている^{※4}。他にも子供の健康記録を管理するメニューでは、自分の子供の医療予約を確認したり、免疫記録を表示したりすることができる。

「LifeSG」の強みは、「個人に最適化された行政サービス」を1つのプラットフォーム上に展開することにより、国民一人ひとりが今受けられる行政サービスが何か、わかりやすく把握できることにある(図2)。



図2 個人に最適化された行政サービスメニュー

資料：GOVTECHIPより「<https://www.tech.gov.sg/products-and-services/lifeg/>」

3. 鍵となる行政と国民の共創

シンガポールの行政ポータルアプリ「LifeSG」は、以上のよう

柏村 祐 (かしわむら たすく)

ライフデザイン研究部 主席研究員、国立大学法人九州大学グローバルイノベーションセンター客員教授 専門分野：テクノロジー、DX、イノベーション
著書に『「幸せ」視点のライフデザイン -2万人アンケートが描く生き方・暮らし方の羅針盤- ライフデザイン白書2022』（東洋経済新報社）『デジタル国家ウクライナはロシアに勝利するか?』（日経BP）などがある。

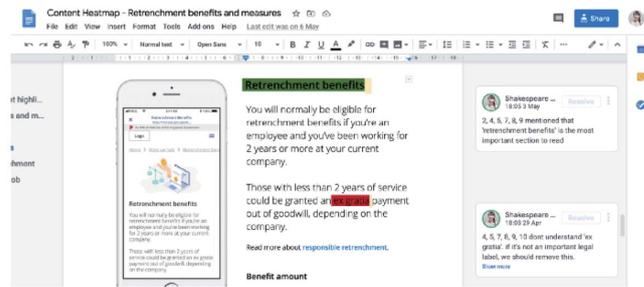


図3 ハイライトテストの様子

資料：GOVTECHIPより「<https://medium.com/lifeg/remote-content-usability-testing-for-lifeg-5b783f657ce6>」

な国民ファーストの行政サービスをなぜ実現できているのだろうか。国民ファースト実現の要因として、新たにサービスを実装する前に国民がサービス内容を評価するユーザーテストが挙げられる。ユーザーテストは、「ハイライトテスト」、「理解度調査」、「読みやすさ調査」に分類される。「ハイライトテスト」では、テストに参加する国民に対して、自分自身のペースで内容を読んでもらい、有用、明確であると感じた情報には緑色で表示することを依頼し、有用でない、不明瞭と感じた情報には赤色で表示するよう依頼している(図3)。次に「理解度調査」では、コンテンツを読んだユーザーテスト参加者が内容を理解しているかの質問を行い、内容が正確に伝わっているかを確認する。最後に「読みやすさ調査」では、「読みやすさ」「明快さ」「使いやすさ」「ユーザーの自信(コンテンツを読んだ後、何をすべきか自信が持てるか)」の4項目について5段階評価をつける調査を行っている。

これらのユーザーテストに基づく開発は、行政側のみではできない、いわば国民との共創により実現されているものとはいえ、このような官民一体の取り組みが「LifeSG」の使いやすさの向上に貢献しているのだ。

以上のように、「LifeSG」が国民目線の行政サービスを実現できている理由は、国民と行政が一体となりサービスコンテンツを創りだしたからだといえる。

日本においても昨年9月にデジタル庁が設置され、行政サービスの利便性向上が求められている中、実績のある先行事例としてシンガポール行政ポータルアプリ「LifeSG」から我々が学べることは多いのではないだろうか。

※2 シンガポールSmart NationHPより
https://mol-prodmgmt-app-assets.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/lifeg/media-releases/Feb_2021_LifeSG_Factsheet.pdf

※3 シンガポールLifeSGHPより
<https://www.life.gov.sg/blog/humans-of-lifeg/2>

※4 シンガポールLifeSGHPより
<https://www.life.gov.sg/blog/humans-of-lifeg/4>

文字情報サービス環境 CHISE

連載 | 第1回

—素性の集合に基づく文字表現—

京都大学人文科学研究所 もり おか とも ひこ 守岡 知彦

はじめに

文字は古来よりさまざまな社会制度や文化の基盤であり、公的な文書、定型化された書類、会計記録、歴史、経典、教科書、実験記録、学術書、小説、詩、脚本、書簡や日記など、さまざまなテキストが書かれてきた。本や書類以外にも、ポスターや商品の包装、テレビ画面上のテロップなど、見渡せば日常生活のあちこちに文字が書かれている。

こうした文字の利用はインターネットやモバイルデバイスの普及などによってさらに加速したといえる。たくさんの人々が日々SNSやメッセージングアプリ、メール等で会話するようになり、ネット上のコンテンツを読むようになった。但し、ネット上を流れる文字はそれ以前の紙に書かれた文字と異なる性質がある。それは文字を符号化する必要があるということだ。

文字を符号で表現できるのは、文字に与えられた番号(符号位置)が同じか違うかだけである。言い替えば、文字符号を作る前に符号化したい文字のどの性質を表現したい(区別したい)のか、そしてどの差異を捨象して良いか、そういったことをその文字を利用する人達にとってなるべく違和感がなく、社会制度や言語政策に齟齬がないように定義する必要がある。

文字は一般に書体や書き手などによってさまざまな書かれ方をされる。ちなみに、紙に書かれたり印刷されたりディスプレイに表示された文字の具体的な形状のことを字形(glyph image)と呼ぶ。一般にある抽象文字(符号化された文字)はさまざまな形状で書かれた無数の字形に対応している。例えば、A, \mathcal{A} , \mathcal{A} のように。

ラテン文字の場合、どの書体で書かれてもこれらがAの大文字であることが判るし、正書法の存在する書記言語の場合、必要な文字の種類もあらかじめ判っている。つまり解釈共同体が共有する文字概念のセットがあらかじめ判っているのも、それらの文字概念を抽象文字として符号化すれば良いだけである。

しかしながら漢字の場合、文字数が多い上に、「體」と「体」や「畧」と「略」のように同じ音価・字義の組合せ(即ち、古典

中国語の形態素)が複数の全く異なる形状で書かれたり(異体字)、「藝」の略字と「芸亭」の1字目のように複数の異なる形態素(音義)が同じ字体で書かれたり(別字衝突)、「大」と「犬」は別の字だが「類」「類」の場合は左下の部品をどちらで書いても音義が同じ(同字)、しかし、「伏」と「伏」は別字になるなど、仮に漢字の抽象的な形(字体)を符号化するとしてどの差異を区別しどの差異を捨象すれば良いか簡単には判らない。漢字は時代や地域によって形状や音価や字義(形音義)が変化してきたため、異体字関係は基本的に時代・地域依存であり、異なる地域・時代の漢字を字体でまとめた漢字のレパートリーを作れば必然的に少なくない数の別字衝突が生じてしまうからだ。

また、漢字は複数の部品を組み合わせると別の文字を作り出すことができるため、原理的には無限に存在し得るといえるが、一つのテキストで必要となる字種は数千~1万字前後であり、6万字程度あれば四書五経をはじめとする中国の(儒教系)古典も概ね表現可能であるので、青天井のコード領域を用意することは経済的ではない。しかし、仏教教典中の文字、地名や人名、方言文字、出土文字を考慮すれば実はこれでは足りない。特に、出土文字に関しては考古学的調査や盗掘された文物の発見等によって未知の文字が見つかることがあり、まだ研究中の文字の場合、音義が判らない場合もある^{*1}。

そういう意味では、漢字には未解読の文字としての側面があるといえる。つまり、解釈共同体の判断が期待できないケースがあり、言い替えば、文字概念=抽象文字を適切に定義しづらいケースが存在するということだ。

今回のテーマとなるCHISE(Character Information Service Environment)^{*2}とは、このような問題を解決するために著者が中心となって1999年頃から開発を続けている文字情報処理のためのシステムである。CHISEでは文字(特に漢字)に関するさまざまな知識を『文字オントロジー』という機械可読な

*1 大漢和辞典やUnicode等にも多数の音義未詳字(あるいは、一方が判らないもの)が収録されている。

*2 <https://www.chise.org>

表1

素性名	素性値
康熙部首	39 (子部)
部首内画数	3 画
総画数	6 画
漢字構造	「宀」の下に「子」
UCS	U+5B57
JISX0208	0x3B7A (27 区 90 点)
大漢和辞典	06942
大字典	02267

データの集合(データベース)として記述することによって文字符号に依存しない文字処理を実現している。ここでは、その考え方や概要について述べていく。

素性の集合に基づく文字表現

CHISEでは『Chaonモデル』と呼ぶ方法によって文字を表現するようになっている。これは汎用符号化文字集合に依存することなく自由に文字を表現するために我々が提案しているもので、表現したい文字に関する知識(文字の性質の集合)の機械可読な描写によって文字を表現し操作する方法である。

これを理解するための例として、電話(音声だけ)で漢字を伝えることを考えてみる。例えば、私の名前を伝えるために「わたしのなまえは/モリオカ/です」と言った場合、音声情報/モリオカ/だけでは「守岡」という情報を伝えることができない。多くの場合、私の名前は「盛岡」や「森岡」と表記されてしまう。そこで、「『守る』の/モリ/に『岡山』の/オカ/です」とか「うかんむりに寸の/モリ/に…」などという風に漢字を説明する訳である。このように文字に関する性質や用例を用いて文字を指し示そうというのがChaonモデルの基本的な考え方である。

Chaonモデルでは、文字を説明するための要素(文字の性質や用例など)を『文字素性』(Character Feature)と呼ぶ。文字素性としては、部首、画数、部品の組合せ方に関する情報(漢字構造情報)、発音、意味、用例、その他文字処理で必要となる各種情報などが考えられる。このようにさまざまな種類の文字素性が考えられるが、CHISEではこれらを

- CCS素性** 文字符号の符号位置を示すための素性
- 関係素性** 他の文字との関係を示すための素性
- 構造素性** 他の文字を部品とした時の部品の組合せによる構造を示すための素性
- 一般素性** 上記以外の素性

に分類して扱う。

Chaonモデルに基づく文字素性を実際にコンピュータの上に乗せるためには、幾つかの方法が考えられるが、一番簡単なのは1つの文字オブジェクトを『連想配列』と呼ばれるデータ構造で表現することである。連想配列はキーと値の対の集合からなり、Lisp(S式)の『連想リスト』、JSONの『オブジェクト』は連想配列の一種である。また、これは素性名と素性値からなる表としても表現可能である。

例えば、「字」という字に関する情報を右の表1

のように表現することができる^{※3}。ただし、このままでは十分な機械可読とはいえないので、素性名や素性値の機械可読形式を定める必要がある^{※4}。

例えば、CHISEのS式表現の場合、康熙部首は1~214の部首番号で表現され、素性名としてideographic-radicalを用いている。また、部首内画数はideographic-strokes、総画数はtotal-strokesという素性名で表現され、それぞれ素性値には画数の値が格納される。漢字構造はISO/IEC10646(=Unicode)で定義されているIDS(Ideographic Description Sequence)形式に基づき、その構文木である入れ子状のリストを素性値に格納し、素性名としてはideographic-structureを用いている。よって、これらの4素性の組は

```
((ideographic-radical.39);子
(ideographic-strokes.3)
(total-strokes.6)
(ideographic-structure ?[宀]?[子]))
```

という連想リストで表現することができる。

一方、インターネット上でこの種の情報を交換するためにRDF(Resource Description Framework; 資源記述の枠組)が標準化され、メタデータやLinked Data、セマンティックWeb等の基盤として用いられている。

RDFはデータモデルであり、具体的なデータ形式としてはXMLを用いたRDF/XMLやJSONを用いたJSON-LD、RDFグラフを簡潔にプレーンテキストで表現するために作られたTurtle(Terse RDF Triple Language; RDF/Turtle)などが存在する。

CHISEは、内部ではRDFと同様な表現力を持つ独自の有向グラフストレージのConcordを用いているが、RDFもサポートしており、RDF/Turtle形式での出力機能やJSON-LDベースのWebAPI、RDF用の問い合わせ言語であるSPARQLを利用した検索サービスも提供している。(続く)

※3 CHISEにおける実際のデータは <https://www.chise.org/est/view/character/字> で見ることができる。また、<https://api.chise.org/character/v1/get-info?character=字> でJSON-LD形式のデータが得られる。

※4 cf. 「CHISEのデータ形式」<http://git.chise.org/~tomo/character/chise-format.pdf>

ニューノーマルに向けた文書管理をお客様とともに実現

インタビュー

株式会社SRI


<https://www.SRI-net.co.jp/>

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 3-1-2

FORECAST 新常盤橋6階

TEL : 03-6214-3421 FAX : 03-6214-3422

・事業内容：機密文書保管サービス、機密文書抹消サービス、オンデマンド電送サービス、電子データ化サービス、ファイリングサービス、文書管理コンサルティング

・資本金：10,000万円

・設立：1996年11月



SRI情報管理センター：24時間体制で厳格なセキュリティの元、お客様の大切な情報をお預かりしている

文書の倉庫保管ビジネスから文書管理システムのプラットフォーム提供へ

株式会社SRIは、前身である株式会社セキュリティリサイクル研究所として1996年11月に設立しました。SRIの現会長が、当時のアメリカのセルフストレージの展示会に参加した際に、訴訟大国であるアメリカでは文書管理が緻密にされているということがわかり、日本でもそのような文書管理のニーズがあるのではないか、ということから事業展開の検討を開始したのがきっかけです。そして1999年には他社と連携をし、日本で初めて電子倉庫サービスの提供を開始しました。

当時より新潟の倉庫にて文書管理していましたが、主に提供先は首都圏のお客様であり、文書の輸送はトラックで運送していたため、新潟の倉庫から首都圏のお客様へデリバリーするのは時間がかかっていました。そこで、他社のPDF高速生成技術を活用し、高圧縮なPDFの文書データを暗号化、お客様が必要な時に必要な文書をメールで直接送ることができるようになりました。

その後、サービス品質の向上のため、ISO9001認証取得やプライバシーマーク認証取得、ISO27001取得を実施し、2004年には新潟に情報管理センター新設。約10万ケースの文書管理・保管だけではなく、文書の電子化、ファイリング、電送、機密情報抹消処理まで、文書ライフサイクルに関わるすべての管理



文書管理のコンサルティングから機密抹消まで、文書ライフサイクルを一括サポートする、ワンストップサービスを提供

業務を回すBPOサービスを提供しています。

SRIの強みである他社との差別化ポイントとしては、以下の三点です。

1. 早々に文書管理のシステムを立ち上げていること

創業当初、お客様とのやりとりは基本的にFAXでのオーダーでした。お客様の持っている文書の台帳情報と当社でお預かりしている情報の食い違いなどを解消するために、2004年に業

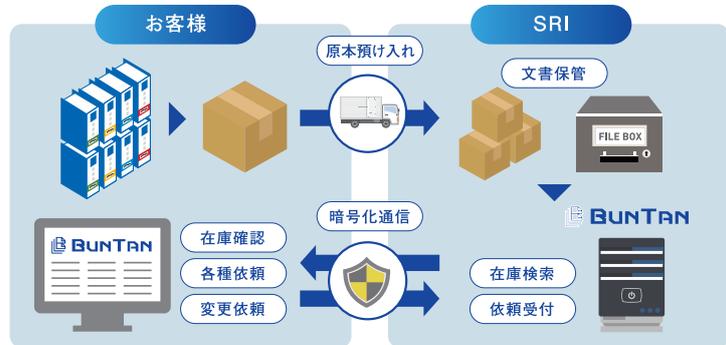
文書管理システムBUNTAN

SRI文書管理システム「BUNTAN」は、WEBブラウザからアクセスでき、簡単な操作で、保管文書の在庫管理や各種依頼・手続き等をおこなうことができます。





[名前の由来]
お客様の**文書管理**担当として
お客様の業務を**分担**し
文書管理の時間を**短縮**します



文書管理システム「BUNTAN」

界に先駆けて、WEBで対応できるシステムを立ち上げました。その後お客様のニーズを組み込み、開発を進め、現在は文書管理システム「BUNTAN」というプラットフォームとして提供しています。

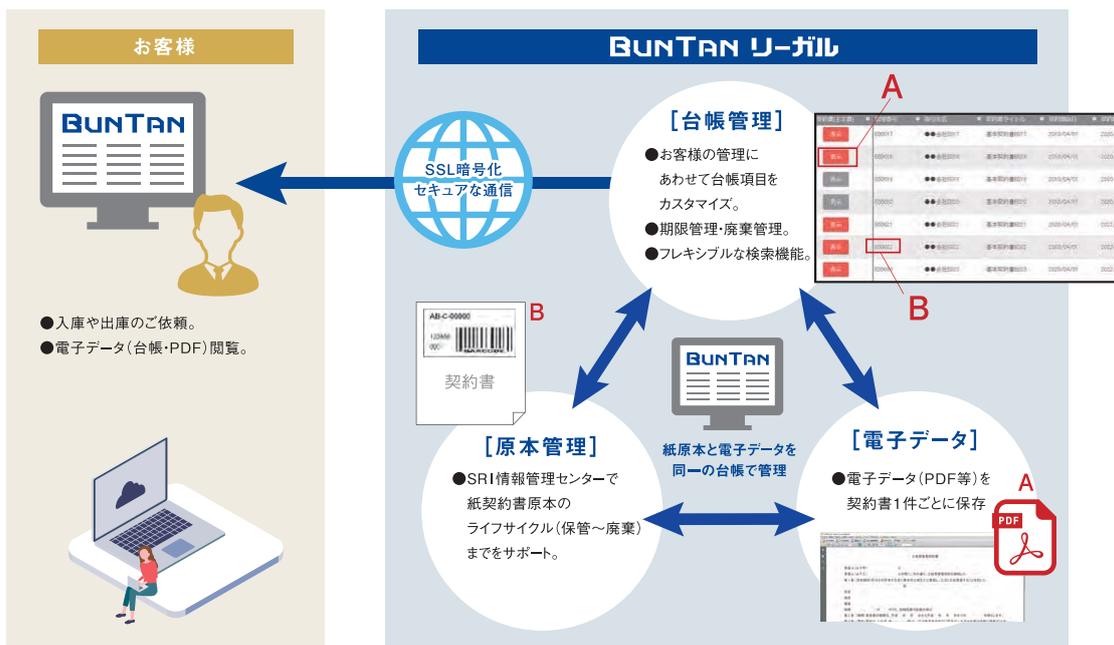
2. 金融機関向けに文書管理システムを提供していること

2008年、顧客であった銀行では約120店舗の支店があり、文書管理を手書き台帳で実施していました。当時の金融庁が銀行の文書管理に関して厳しく監査している時期でもあり、

SRIがその紙文書のシステム化を担うことになりました。これをきっかけに、金融機関向けにカスタマイズした文書管理システムを外部向けに販売するために開発し、数々の金融機関向けのシステムを提供しています。

3. 業界に先駆けて契約書管理サービスを提供開始していること

通常、倉庫会社が文書管理をする場合、箱から文書は取り出さず、箱単位での管理が中心です。文書を冊子単位で管理する



契約書の管理業務をトータルにサポートする「BUNTANリーガル」

となると煩雑なオペレーション作業になるため請け負える会社が当時は少なかったと思います。SRIでは1999年から冊子単位、また一枚一枚の書類管理が可能でしたので、業界に先駆けて契約書管理におけるサービス構築をしています。2011年の東日本大震災をきっかけに、企業は災害リスクに対するBCP（事業継続計画）対応が急務となり、重要文書は外部へ保管するニーズが高まっていました。そのため、他社と連携しクラウド型秘密分散技術を活用したデータ管理サービスを提携しています。災害時のデータの保全やデリバリーができるよう、一つのデータを分散して複数のデータセンターで保管し、お客様はシステムの画面上に表示されたPDFボタンをクリックすると自動的に分散ファイルを各データセンターから集めて電子データを復元して閲覧できる仕組みです。現在は「BUNTANリーガル」として、電子契約で契約したPDFを集約し、データでも原本でも管理できる仕組みを提供しています。

紙と電子を一元管理できる契約書管理サービス「BUNTANリーガル」

「BUNTANリーガル」は、締結された契約書の情報をWEBシステム「BUNTAN」に台帳化し契約情報の検索や期限管理ができ、SRIのセンターで保管している紙の契約書原本の保管から廃棄にいたるライフサイクルと、PDFなどの電子データまで一元的に管理ができます。また、台帳化やPDF化といった事務作業も代行できるので、締結後の契約書を“丸投げ”するだけで、万全な管理が実現できるサービスです。

他社のシステムベンダーはシステムのための提供がほとんどで、従来の同業他社である倉庫会社でもシステムを含めて細かなサービスを提供できるところはさらに限られていました。そのためSRIでは、手間のかかる事務作業までを含めて契約書の文書管理を丸ごと請け負い、小回りをきかせたサービス提供をすることが可能です。企業ごとの細かなルールや運用に合わせたシステムやデータ生成ができ、個別に業務フローを提供できるのが提供価値でもあり、評価いただいている部分です。

また契約業務のシームレス化を目指して、電子契約などのさまざまなリーガルテックベンダーとのAPI連携にも対応しており、今後は契約締結前の起案～作成業務から連携できるよう、より一貫通貫で管理できるような仕組みの連携も模索しています。今後もリーガルテックベンダーとの提携や連携を進めていき、今求められている改正電帳法にも対応していく予定です。



「課題解決に向けてお客様に寄り添い、お客様ごとに異なる細かなニーズに応えていくことを信条としています」

左から 石原氏、代表取締役社長 北村真氏、青木氏

ニューノーマルな時代における真のお客様課題の解決を目指して

昨今のコロナウイルス感染症の影響で、テレワークなどの働き方やそれらに対する価値観も大きく変化しました。さらにはDX化が加速し、電子帳簿保存法の改正対応など外部環境の変化もあります。SRIは約10年前から、従来の一般的な文書の倉庫保管ビジネスから、徐々に書類や文書の中身に踏み込んだ文書管理のソリューション、サービスを提供してきました。JIIMAへの再入会を通じて、従来紙文書の管理を強みとしているSRIですが、電子文書管理に関する情報や最新の業界動向、テクノロジーの情報などを迅速かつ確に収集していく必要があると感じています。また今後SRIの中心のサービスである「BUNTAN」システムのJIIMA認証の取得を目指していく予定です。

この2年で企業におけるDXやテレワークなど進んできましたが、まだまだ企業の現場においては課題があるのを感じています。例えば、電子契約自体は普及が進んでいますが、電子契約システムを導入したらそれだけで業務効率化が図れるかというと、残念ながらそう簡単ではありません。DXといっても、ただ文書を紙から電子へ変換すればいいのではなく、業務自体の変換を図っていかなければなりません。SRIは文書管理のプロとして、コンサルティングサービスも提供しており、お客様によっては何十部署もの一つ一つの文書のヒアリングまで実施しています。通り一遍なサービス提供ではなく、SRIは小回りの利く・辛い所に手が届くということが強みでもありますので、お客様の真の業務課題にまで踏み込み、お客様を後方から支える黒子的な存在になれるよう目指していきたいです。



電子取引ソフト 法的要件認証制度とは？



はじめに

JIIMAでは電子取引の取引情報を取り扱う電子取引システム等を安心して利用していただくために、「電子取引ソフト法的要件認証制度」を立ち上げました。

この「電子取引ソフト法的要件認証制度」とは、国税関係書類等をコンピュータで作成し電子的にやり取りする場合の当該取引情報の保存を行う市販ソフトウェア及びソフトウェアサービスが、電子帳簿保存法第7条の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満足していると判断したものを認証するものです。

目的

電子取引の取引情報を保存する電子帳簿保存法対応ソフトウェアの機能仕様をチェックし、JIIMAが法的要件を満足していると判断したものを認証します。これにより、そのソフトウェアを導入する企業は、電子帳簿保存法及びその他の税法が要求している要件を個々にチェックする必要がなく、安心して導入することができます。



認証を受けた
製品を使えば、
電子取引も安心！

国税庁のHPから
JIIMAのサイトで
リスト掲載！



国税庁

認証制度について

ソフトウェアの認証に当たっては、そのソフトウェアのマニュアル、取扱説明書などで公開されている機能をベースに、公正な第三者機関でチェックし、必要な機能を全て備えていることを確認したうえで認証審査委員会で審議し、認証を行います。

また、認証した製品の一覧は、JIIMAのホームページで公表するとともに、国税庁に対して認証製品情報等を提出します。

認証マークについて

電子帳簿保存法の法的要件を満足しているとして認証した製品には、右図のようなロゴ(例)の表示を認めています。



認証をとった企業には
JIIMA ロゴをあげましょう。



令和3年改正法令基準



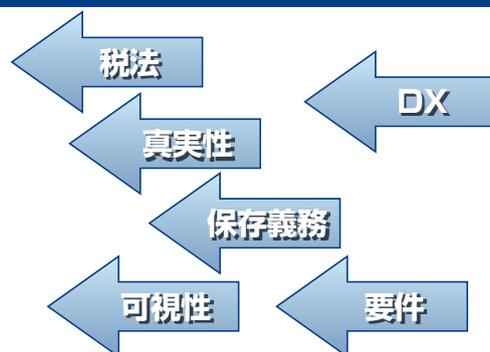
令和3年改正法令基準

免責事項

本認証制度は、あくまで認証基準に基づき、電子取引ソフト製品が電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則、通達等、及びその他の税法に定められた機能を有することを、製品のマニュアル等のみで評価し認証するものであり、それ以外の事項を保証するものではありません。

電子帳簿保存法に関するナレッジを蓄積したWebサイト

リコー 教えて！ 電子帳簿保存法



「リコー 教えて！ 電子帳簿保存法」Webサイトは、電子帳簿保存法と
その対応に関する多くのナレッジを蓄積しています。新しい経理業務のあり方の
探索とDX推進をサポートいたします。

掲 載 内 容

①電子帳簿保存法とは：

- ・電子帳簿保存法 理解への1歩 ・電子帳簿保存法の概要と要件 など

②FAQ：

- ・よくあるご質問、セミナーなどで頂いたご質問を多数掲載



③対策紹介：

- ・電子帳簿保存法に対応するための作業あれこれ
- ・業務内容や将来性を考慮した最適なサービスの選び方
- ・改正電子帳簿保存法の要件に対応した最適なサービスをご紹介



④セミナー紹介：

- ・今月のセミナー紹介や過去のセミナーも見逃し配信中



⑤コラム：

- ・トレンド情報や経営者視点のコメントなどを掲載



「リコー 教えて！ 電子帳簿保存法」の詳細はこちらへ！！

<https://www.ricoh.co.jp/solutions/electronic-book-and-record-keeping-based-on-law/>

リコー教えて

検索



請求管理クラウドサービス 「MakeLeaps (メイクリープス)」



電子帳簿保存法・インボイス制度対応

請求書作成・管理クラウドサービス

MakeLeaps

請求業務をもっと簡単に
帳票作成・送付・入金管理を、大幅に効率化



請求まわりのお悩みをMakeLeapsで解決できます

Point
1

**簡単に、
さまざまな帳票を作成。**

見積書・請求書等をクラウド上で簡単に作成できます。見積書から請求書へは、ワンクリックで変換可能です。



Point
2

**請求業務の手間を
大幅に削減。**

セキュアメール送信、もしくは印刷・封入・投函の郵送代行も利用可能です。



Point
3

**入金・口座の管理も
ラクラク。**

銀行口座の情報をMakeLeapsへ自動取込可能。クラウド上で入金消込が完了できます。

**Make
Leaps** 
口座連携

まずは商品を知りたい
MakeLeapsの
製品ページをご覧ください。



製品動画で詳しく
MakeLeapsの
製品動画をご覧ください。



<https://www.ricoh.co.jp/service/makeleaps>

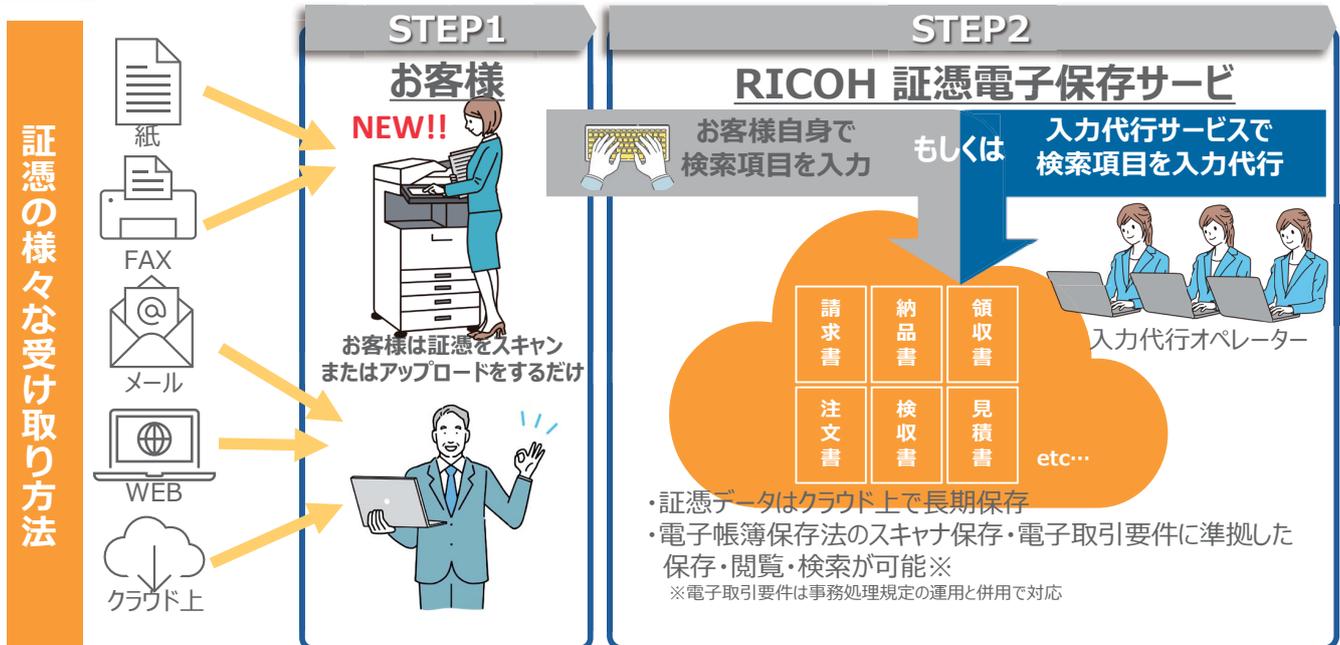
クラウド型証憑書類保存サービス 「RICOH証憑電子保存サービス」

「RICOH 証憑電子保存サービス」は、
スキャンまたはアップロードをいただき、
電帳法の保存要件に必要な情報を入力するだけの
たったの2ステップで法要件に準拠した電子保存を
可能にします。

- 様々な証憑をひとまとめに！
- 手軽に手間なく始められる電子保存サービス！



① 業務フロー



② ポイント



様々な書類を一元保管
出先でも家からでも閲覧可能



9999名同時使用でも
3,000円で運用可能
*入力代行の利用及び基本料金が
超えた場合は別途料金発生します



真実性の確保

訂正削除ができないクラウドと
社内規定のサンプルも提供で安心



可視性の確保

入力代行サービスで
検索項目を入力不要
*スキャナ保存要件は帳簿IDの入力が
必要な場合がございます

まずは商品を知りたい
RICOH証憑電子保存サービスの
製品ページをご覧ください。



製品動画で詳しく
RICOH証憑電子保存サービスの
製品動画をご覧ください。



<https://www.ricoh.co.jp/service/electronic-voucher-storage-service>

RICOH コンテンツ活用&業務効率化サービス



DocuWareは、国税関連の書類はもちろんのこと、社内の文書もクラウドで保存・管理し、DXを強力に推進します。

DocuWare 電子帳簿保存法対応の安心ポイント

—要件1—
真実性の確保



電子取引 スキャナ保存

不正な改ざんを防ぐ仕組み

タイムスタンプ付与(オプション)もしくは事務処理規定による運用により真実性の確保が可能です。

※スキャナ保存はタイムスタンプが必須となります。

アップロードした書類の訂正や削除履歴はすべて保存されているため、トレースが可能です。(削除等の運用ルールの策定・遵守が必要です)



—要件2—
可視性の確保



電子取引 スキャナ保存

AIによる自動抽出

アップロード時にAIを活用した学習機能付きOCR(Intelligent Indexing)により必須の検索項目である「取引先」「取引金額」「取引年月日」を自動で抽出することができ、入力業務の負荷軽減が図れます。



電子取引 スキャナ保存

条件を満たす書類のダウンロード機能

範囲指定や項目を組み合わせる抽出した書類の一括ダウンロードが可能です。



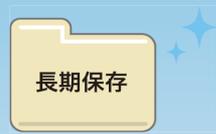
—要件3—
長期保存



電子取引 スキャナ保存

必要とされる期間保存できる

長期保存ポリシーの設定により、欠損金の繰越控除を考慮した長期保存の設定が可能です。また、保管期間満了後の自動削除設定により効率的なストレージ運用を行えます。



リコーでは、電子帳簿保存法でお困りの方に、電子取引の保存要件を考慮した電帳法テンプレートを利用し、すぐにDocuWareをお使いいただける「DocuWare電帳法導入支援サービス」をご提案しています。また、事務処理規定作成などに役立つ「運用ガイド」、「事務処理規定サンプル」もあわせてご提供しています。

RICOH コンテンツ活用&業務効率化サービス「DocuWare」



詳細はこちら：<https://www.ricoh.co.jp/service/docuware>

「データヘルスの集中改革プラン」と共生する医療情報文書マネジメント促進

委員長からごあいさつ



わたなべ かつや
渡邊 克也 PHC株式会社 本社 医療福祉情報連携コーディネーター

昨年度より委員長を務めております渡邊克也です。
去る令和4年6月7日、骨太の方針2022（経済財政運営と改革の基本方針2022）が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定されました。その中の骨格の1つとして「医療・介護等にかかるデータ・プラットフォームの整備」が掲げられています。当委員会としても、これまで取り組んできた経験と実績をもとに、さらに医療機関や薬局に対して実践的に役立つような電子化に関するガイドラインやガイダンス等の作成やその普及啓蒙活動や政策提言等によって、医療・介護データ・プラットフォームの整備、すなわち医療介護DXを目指して医療系文書マネジメントのDXを推進して参ります。

委員会メンバー紹介

全人数 11名（委員50音順・敬称略）

理事	おの はらよしひろ 小野原義浩	(株)日立ソリューションズ	〃	こにし しゅうじ 小西修二	(株)ファインデックス
委員長	わたなべ かつや 渡邊 克也	PHC(株)	〃	さがら なおひこ 相良直彦	セコムトラストシステムズ(株)
副委員長	うりた こういち 瓜田 耕一	PHC(株)	〃	たるとみ こういち 樽美康一	コニカミノルタジャパン(株)
委員	あかし まなぶ 明石 学	アドバイザーボード	〃	ながつか たもつ 長塚保りき	ワンビシアークाइブズ(株)
〃	ありた かん 有田 幹	セコムトラストシステムズ(株)	〃	みやかわ ちか 宮川 力	(株)ファインデックス
〃	こくぼ さとし 小久保 敏	セコムトラストシステムズ(株)			

前期（61期）の活動結果と報告

医療市場委員会としては61期においては、「調剤済み処方箋の電子化ガイドライン」の検討・作成を活動テーマに掲げました。

【データヘルス改革と電子処方箋】

2020年7月の第7回データヘルス改革推進本部の報告において厚生労働省から、「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」が提出されました。これは、マイナンバーカードを保険証として活用することで、医療機関や薬局においてオンラインで保険資格確認のシステムが整備され、その保険資格の保存、管理を支払基金・国保中央会が管理するクラウドサービスを使って、医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組み（Action1）、電子処方箋のしくみ（Action2）、自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み（Action3）を令和4年度のサービス開始を目指し、集中的に推進するといったものであります。

電子処方箋は、データヘルス改革に関する閣議決定（令和2年7月17日）のさまざまな取り組みの一環として、全国的な仕組みとして2022年夏を目途に運用を開始することが決定されました。これを受け、「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」（令和2年7月30日、厚生労働省データヘルス改革推進本部）においては、そのAction2としてオンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等、既存のインフラを最大限に活用して、電子処方箋の仕

組みの構築が進んでいます（運用開始時期は令和5年1月（予定）に変更）

電子処方箋管理サービスは、これまでの経緯を踏まえ、国内全ての医療機関・薬局と連携し、処方・調剤情報を一元的に管理することができる仕組みになります。実現には全国に展開したセキュアなネットワーク基盤、医療機関・薬局との相互接続を可能とするインフラ基盤が必要となるため、開発を効率的に進めるために、オンライン資格確認等システムの一部機能を積極的に活用するとともに、連動して運用する方針となっています。（図1）



図1 電子処方箋における運用の変化

引用 令和3年7月29日 厚生労働省資料 電子処方箋の仕組みの構築 <https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000812868.pdf>

表2 電子処方箋サービス開始後、紙の処方箋が発生するケース

	原本	電子処方箋管理サービスの登録の有無	調剤済み処方箋
送信元が非対応医療機関	紙	医も薬も登録されない	紙または電子化
送信先が非対応薬局	紙	医は登録、薬は登録しない	紙または電子化
患者の希望	紙	医は登録、薬は調剤情報を登録	紙または電子化
電子処方箋を印刷 薬剤師の調剤業務のため	電子（管理用・ヒス）	医も薬も登録	調剤時のメモも保存するケースあるか？
緊急時、障害時	紙	後日登録？	

【電子処方箋の課題】

この電子処方箋の導入がなされると、現在法律で義務化されている調剤済み処方箋の3年間の原本保存が電子処方箋管理サービスで可能となり、調剤薬局にとっては、薬機法改正において要求されている対物業務から対人業務へ移行集中することができるようになります。

ところが紙から電子への移行時期においてはクラウドの電子処方箋管理サービスでの原本管理と、薬局内での紙での調剤済み処方箋原本管理が混在するために、逆に運用管理が煩雑となり、肝心の電子処方箋の導入を阻害する大きな課題となると考えました。

そこで医療市場委員会としては、JIIIMAビジョンにも則り、処方箋のペーパーレスに大きく寄与することを目的として、紙の調剤済み処方箋の原本管理の実際の状況を正確に把握して、移行時期に関する現場の課題とニーズの収集と課題整理を行いました。

表1では電子処方箋サービスが開始以降でも紙の処方箋が発生するケースについて整理しています。移行時期には、かなりの数の紙の処方箋と電子の処方箋の両方の形態を別々に管理しなければならず、薬局からは、運用が複雑になるのでは？と不安の声も聞かれました。

さらに、現在の紙の処方箋の運用でも、3年間（一部の条件下では5年間）の調剤済み紙の処方箋の原本保存義務があるため、薬局店舗の書棚ではスペース的に不十分で、多くは図2の写真のように、

処方箋原本を段ボールに格納して、倉庫や別の部屋で管理されていることがわかりました。

そこで、厚生労働省 医療情報システムの安全管理ガイドライン5.2版の記載事項を読み込み、その解釈について有識者のアドバイスやパブリックコメントも活用して、簡易にかつ安全に電子処方箋管理サービス、あるいは民間の医療システムサービス事業者が原本保管できるようなガイドラインを作成し、委員会内でレビューする段階まで仕上がってきました。



図2 調剤済み紙処方箋の倉庫保管

今期第62期の活動内容

今期（62期）は、上述の「調剤済み処方箋の電子化ガイドライン」を完成させリリースすることはもちろん、本ガイドラインがより実践的かつ具体的に役立つように、国の電子処方箋ならびに調剤済み処方箋の電子化ガイドラインの普及啓発活動も実施していくことを主な活動にしていきます。さっそく6月のJIIIMAウェビナーにおいては、厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課 伊藤企画官を招聘し、「電子処方箋について」というテーマで、厚生労働省の「データヘルス改革」の最新状況や図3に示すような今後の取り組みなどについてご紹介いただきました。

また「調剤済み処方箋の電子化ガイドライン」の完成後には、実際の薬局を訪問して、本ガイドラインの目的や内容を説明して、現場での具体的な課題を収集して、さらに委員会でその追加課題を協議し、現場で役に立つものにアップデートを図って参ります。また本年度予定されている厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版の動きにも着目して、必要に応じて本「調

剤済み処方箋の電子化ガイドライン」の内容に反映すると共に、厚生労働省 安全管理に関するガイドラインへも積極的にパブコメを打ちたいと思っております。さらに機会をみつけて、担当理事とも協力して政策提言なども実施していこうと考えております。

今後拡大予定の機能

- 閲覧できる情報を薬剤情報・特定健診等情報から拡大（令和4年度を以て）
手術、移植、透析、医療機関名といった項目が対象。
- 電子処方箋の仕組みを構築（令和5年1月予定）
紙の受け渡しが必要になり、薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能に。
- 閲覧・活用できる健診等を拡大
令和4年度早期 ～ 自治体健診
令和4年度中 ～ 学校検診
令和5年度中 ～ 事業主健診（40歳未満）
- 現在対象になっていない生活保護受給者に対する医療扶助の医療券・調剤券も対象に（令和5年度中）
- 訪問診療等におけるオンライン資格確認（検討中）



図3 データヘルスの集中改革プランにおける今後の主な取り組み
引用 第8回 健康・医療・介護情報利活用検討会資料（JIIIMAウェビナー資料）

委員会からの抱負と提言

医療市場委員会では、今後も厚労省ガイドラインに基づいた医療関係の紙情報の電子化と文書情報マネジメントの推進活動を進めていきます。特に政府が強力に進めようとしている「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」に共生するよう協力、貢献していきます。

具体的には、62期の活動で得た経験やノウハウを、今度は紙のカルテの電子化に応用し、厚生労働省医政局が進めている電子カルテの標準化の政策とタイアップなどを検討していきたいと考えています。

このような活動で、医療文書の電子化を加速することで、データヘルスの集中改革プランとも共生しながら、医師、薬剤師などの医療従事者の業務改善に貢献し、文書情報マネジメントのDXの1つの

ベストプラクティスとなるような活動を目指していく所存です。

お知らせ

医療市場委員会は、医療に関する専門的な知識や経験が必要な場合が多く、委員会メンバーは、医療情報の管理・運用に従事したことがあるメーカーやITベンダー等から参加しています。今後もさらに委員会の推進力を強化していくために、医療情報電子化と文書情報マネジメントで医療分野の情報化を推進していく方々の参加を歓迎いたします。ぜひご連絡をお待ちしております。

信頼できるデジタル文書情報流通の実現を目指す

委員長からごあいさつ

伊藤 泰樹 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社

JIIMA標準化戦略委員会は、文書情報を取り扱うプロ集団であるJIIMA会員企業が守るべき文書取り扱いに関する安全基準（規準）や、文書情報を取り扱うための機器の品質基準の策定作業を実施しています。

PDFの標準形式（現在ISOにて審議・維持作業中約30件）やマイクロフィルムに関する運用や検査方法、電子帳簿保存法で活用されています。スキャナ画像の品質基準（ISO 12653-3:2014）などのISO/TC171を通しての国際標準化活動、JIS Z 6016（スキャン保存の運用方式）やJIS Z 6017（メディア保存の運用方式）といった画像文書の取り扱い方法から、昨今のデジタル文書に関して国際標準化活動から得られた知見に基づいて、ペーパーレスやハンコレスの業務運用についての運用規準の国内規準の標準化活動を実施しています。

委員会メンバー紹介

全人数 14名（委員50音順・敬称略）

理事	はやた ひろし 早田 宏	富士フィルムビジネスイノベーション(株)	〃	てらし ゆういちろう 寺師雄一郎	(株)スカイコム
委員長	いとう やすき 伊藤 泰樹	富士フィルムビジネスイノベーション(株)	〃	なかがわ かつゆき 中川 克幸	(株)日立ソリューションズ
委員	いしだ いくお 石田 育央	(株)日立ソリューションズ	〃	なごや ゆたか 名護屋 豊	ウイングアーク1st(株)
〃	きむら みちひろ 木村 道弘	(公社)日本文書情報マネジメント協会	〃	はせ がわひでしげ 長谷川英重	OMGアンバサダ
〃	おだ ざりまさこ 小田桐真人	キャノン電子(株)	〃	ふじの あきのぶ 藤野 亮之	シャープ(株)
〃	そうま あつと 相馬 淳人	(株)エリジオン	〃	かとう かずお 加藤 一男	ユニバーサル・ビジネス・テクノロジー(株)
〃	たにぐち しゅうじ 谷口 昭史	パイオニア(株)	〃	はらだ みちはる 原田 充治	(株)マイクロテック
			専門委員		

前期（61期）の活動結果と報告

① 国際標準化活動の状況

特に、2021年度は電子インボイス制度の先行している欧州メンバーと文書の組織間流通に関する要求事項を詰めてまいりましたISO 19475（組織間で取り扱う文書の取り扱いの最小要件）が、ISに制定されました。

② 国内標準化活動の状況

2021年度は、JIS Z 6015（文書マネジメント用語）の改訂が実施されました。この用語改訂は、文書の取り扱いを紙中心から電子文書中心として記述用語を追加訂正されました。

今期第62期の活動内容

2022年度は、これに続く文書のマーキング（所有権の主張や、発行者の認証確認など）についての規格を具体化します。またハンコレスやペーパーレス社会に向けて、電子文書の具体

的取り扱い規準としてISO 19475のJIS化、JIIMA関連企業の遵守要件をまとめたJIIMA規準、チェックリストの作成を計画しています。

① 国際標準化活動の状況

安全な文書運用

企業が発行する組織文書に関して、社印・サインなど目視手段で提供してきた、マークについての運用規準と具体的なマーキング技術（署名、シールなど）の運用についての規準・基準を開発しています。

PDF他取り扱いデータ形式

PDF形式の高度化（CAD形式やFORM関連形式、認証方式）について、また、長期保存する際の再現保証についての基準を開発しています。

② 国内標準化活動の状況

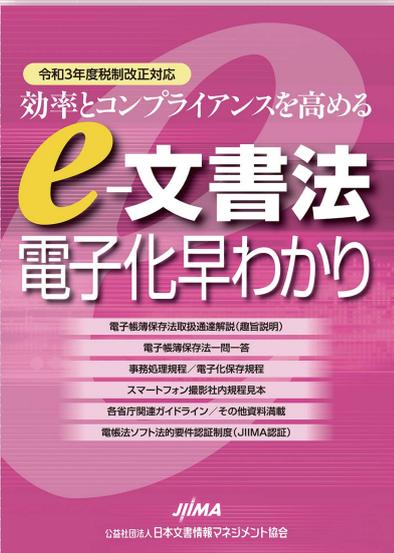
2022年度は、ISO 19475のJIS化作業（JIIMAのJIS原案作成委員会にて実施）、ISO 19475に関するガイド作成等実施しています。

標準化戦略委員会では、電子・電子化文書を安全・安心して取り扱うことができるようにすることで、デジタルトランスフォーメーション社会を支えていくための標準となる規格の開発を検討しています。文書を安全に取り扱うためには、「生成」

「保管」「保存」「廃棄」など文書保存に関する信頼性を確保するだけでなく、文書を流通させる上での信頼性を確保する施策の検討が必要です。また電子文書を流通させる上では、受信、送信のプロセスで数々のリスクが潜んでいます。さらにリスクを解決する上では、リスクをコントロールする手段の検討が重要となります。第62期の活動内容としては、電子文書の流通管理に関わるISO規格の日本国内での具体的な適用シーンを考察し、適用ガイドやチェックシートに纏める形で、国内に公表していきたいと考えています。

委員会からの抱負と提言

標準化戦略委員会としては、会員企業の持つサービス、製品などが文書情報マネジメントの市場で優位になることを目標として活動しています。私たちの作成・策定できた標準を活用して、文書情報マネジメントに関するサービス製品の市場が活性化するよう努めてまいります。よろしくお願いたします。



令和3年度税制改正対応
効率とコンプライアンスを高める
e-文書法
電子化早わかり

電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)
電子帳簿保存法 一問一答
事務処理規程 / 電子化保存規程
スマートフォン撮影社内規程見本
各省庁関連ガイドライン / その他資料満載
電帳法ソフト法的要件認証制度(JIIMA認証)

JIIMA
公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

新刊 令和3年度税制改正対応

効率とコンプライアンスを高める
e-文書法 電子化早わかり

参考資料満載！

- 電子帳簿保存法 取扱通達解説（趣旨説明）
- 電子帳簿保存法 一問一答
- お問合せの多いご質問
- 電子帳簿保存法 法的要件認証制度（JIIMA認証）

公益社団法人
日本文書情報マネジメント協会
法務委員会 編
令和4年2月15日 発行
B5判 298ページ
ISBN 978-4-88961-019-2
価格 3,300円（税込）

◆ お問合せ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）
<https://www.jiima.or.jp/> 「JIIMAの活動」→ 出版物・販売物 より



文書情報マネージャー

認定者からのひと言

令和4年6月2日と3日、2日間にわたり第32回 文書情報マネージャー認定資格取得セミナーが行われました。

新型コロナウイルス感染予防対策の観点から今回もオンライン開催で実施され、全国各地から参加いただきました。

文書情報マネージャー認定資格取得セミナーは今後もオンライン配信をメインに実施していく予定です。

- ① 文書情報マネージャー認定制度はどこでお知りになりましたか？
- ② 受講の動機は？（受験のきっかけ）
- ③ セミナー内容の感想
- ④ 今後この資格をどのように活かしていきますか？
- ⑤ 文書情報管理について、もっと知りたい、学習したいことは何ですか？

さばら みえこ 佐原 三枝子 さん 佐原税理士事務所 代表 税理士

- ① 週刊 税務通信の電帳法の記事の中にJIIMAのお名前を見て知りました。
- ② 電帳法を機に中小企業でも文書の電子化保存の機運が高まっていますが、どのアプリが良いかという即物的な議論に傾きがちです。まずは、文書管理とその利用についての基本的な思想を知っておくべきではないかと考えたからです。
- ③ ファイリングシステムの具体的な構築方法（ネーミングや分類のルール）や、まず廃棄ありきという考え方を知れたのは大変勉強になりました。紙文書中心の団体が電子化していく

- プロセスをもとにした講義は興味深く参考になりました。
- ④ 税理士事務所として中小企業の生産性向上に資することを目指し、中小零細企業の文書の電子化保存と情報利用のコンサルティングを行っていきたくと考えています。手始めに当事務所のデータ整備と業務フローの見直しを行います。
 - ⑤ ・文書管理を紙から電子化した中小企業の成功事例
・中小企業に使い勝手の良い文書管理システムやアプリ
・ワークフローから自然に電帳法対応ができるようになる方法

いとう たかあき 伊藤 孝昭 さん ヤマハ株式会社 法務部・主事

- ① 文書情報マネージャーの資格を持つ上長から受講を勧められました。
- ② 弊社グループ企業に対し、規程に基づく文書管理を推進する業務を担当するようになり、予め「文書情報マネジメント概論」等は読んでいたのですが、実務経験が1年を超え、改めて系統立った知識と情報を身につけたいと思いました。
- ③ 業務遂行者に必要な文書管理に関する具体的な情報や手法について、アップデートされた内容を学べたのは期待通りでした。また、企業継続性や経営層の視点からの文書管理の

- 重要性についてのお話なども、大変興味深いものでした。
- ④ 適切な文書管理を通じた業務効率の向上およびセキュリティの確保といったグループの規程の目的を実現するため、具体的な施策の立案・実行や現場の疑問・質問への対応等にセミナーで得た知識を活かしたいと思います。
 - ⑤ ・現場のやる気が出る文書管理のメリット訴求、具体的な手法の提案等を通じた啓蒙活動
・DX化による文書情報の戦略的有効活用
・文書管理推進のための、IT部門をはじめとする他部門との連携

文書情報マネージャー 認定資格取得セミナー

動画配信自由受講コースが新設

- 2日間連続の受講時間を取れない。
- 部門全員で受講したいが、2日間も業務を止められない。
- セミナー開催日には、他の予定も入る。
- じっくりセミナーを聴きたい。

こんな方のお悩みを解消するため、動画配信自由受講コースでは約2週間にわたり、動画配信による講義を受講者の都合のよい時間に受講頂けます。

詳細はこちらから https://www.jiima.or.jp/qualification/docinfo_manager/about_seminar/



デジタル時代を勝ち抜くDXと 情報マネジメントに向けて

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）は、2022年6月3日、61回目の総会を東京都・千代田区にて開催した。新型コロナウイルス感染予防の観点から、総会はオンラインまたはリアル参加のハイブリッド開催で行われ、出席した正会員数は5名、委任状118名、総数123名となり、正会員数184名の過半数を上回り総会が成立。事業報告および決算報告、役員専任などの審議が行われた。



JIIMA 勝丸泰志理事長

今総会の議題は、「第61期（令和3年度）事業報告」及び「第61期決算報告書・監査報告書」、「役員専任の件」、「第62期（令和4年度）事業計画及び収支予算に関する件」の3点。議長より各議案について説明があった。

勝丸理事長は始まりの挨拶で「新型コロナウイルスはまだまだ収束に至っておらず、またロシアによるウクライナ侵攻も無視できるものではありません。そして、デジタル技術による情報流通は安全保障にも直結するという今われわれは目の当たりにしています。（中略）昨年施行されたデジタル社会形成基本法は、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現という理念とともに、民間が主導的役割を担うことを原則とするというものがあります。JIIMA会員の皆様には、デジタル・トランスフォーメーションの推進とともに電帳法の改正に伴う規制緩和の要望などありましたら今後も忌憚なくご意見をいただければと思います」と語った。

総会の議案とし、第61期（令和3年度）事業報告及び収支決算に関する件の承認、ならびに新理事として三井倉



理事に選任された和田 泰彦氏（左）と石井 晃氏（右）

庫ビジネスパートナーズ株式会社から和田 泰彦氏、リコージャパン株式会社から石井 晃氏が任命された。また第62期（令和4年度）事業計画及び収支予算に関する件についても承認され、総会は無事に閉幕した。なお、61期事業報告、62期事業計画の詳細については、JIIMAホームページで公開している。

https://www.jiima.or.jp/about/keikaku_houkoku/

● 第61期 協会功労者表彰 ●

通常総会終了後、協会功労者表彰が行われた。（敬称略）

医療市場委員会

委員長 わたなべ かつや 渡邊 克也 氏（PHC株式会社）

推薦理由：医療市場委員会の副委員長として「診療録等を電子化し保存する場合のセキュリティガイドンス（第1版）」の作成を主導し、第61期からは委員長として新たなガイドライン作成にも活躍されているため。

広報委員会

委員 ながい つとむ 長井 勉 氏（株式会社横浜マイクロシステム）

推薦理由：長年にわたりIMの誌面作りに取り組み、2015年からは「公文書管理シリーズ」において40回以上のインタビュー記事の執筆に尽力したため。

法務委員会

委員 そうし じゆん 莊子 順 氏（株式会社TKC）

委員 はせ がわふみあき 長谷川史明 氏（日本ICS株式会社）

推薦理由：JIIMA認証WGの電子帳簿ソフト法的要件認証を中心に積極的な活動を行ってきた結果、電子帳簿保存法対応ソフトのスタンダードとして位置づけられ、その功績が認められたため。



JIIMA「ODEX 第2回 デジタル化・DX推進展」イベントにて講演

日本書情報マネジメント協会(JIIMA)は、「ODEX 第2回 デジタル化・DX推進展」イベントにて、「中小企業のDXと情報マネジメント」と題した特別講演を東京ビッグサイト(6/16)とインテックス大阪(6/23)とオンライン(7/11~7/15)、3会場によるハイブリッド開催で行った。



特別講演を行う勝丸泰志理事長

同イベントでは他にも、「自治体講演」として地方自治体によるDX推進の先進事例の講演や、専門セミナーとして出展各社のソリューションや導入事例を紹介した。

また展示会は、デジタル化を推進したい自治体と、テレワーク・在宅勤務を常態化させ、Withコロナ時代のセールス方式を構築し、新しいオフィス環境を整備したい企業に向けたBtoB展示会として行われた。

同イベント運営は、「本展示会の開催により、日本社会の『デジタル化・DX』『テレワーク・在宅勤務の常態化』を一気に進展させ、ニューノーマル時代のワークプレスの在り方を提案し、withコロナ時代の新しい社会づくりを進めてまいります!」と語っている。

一般社団法人日本テレワーク協会 2021年度研究成果レポートを発表

一般社団法人日本テレワーク協会(会員No. 368、会長 栗原 博氏)は、「新展開を迎えた働き方改革・テレワーク推進 ~コロナ後を見据えた働き方~」をテーマに2021年10月から2022年2月にかけて全5回オンラインで研究会を行い、メンバー企業の事例の共有や意見交換を

行った。

同協会では、「テレワークに先進的に取り組むメンバー企業では、2020年の出社を抑制した働き方から、2021年には出社とテレワークのハイブリッドワークへと移行しており、生産性とエンゲージメントを両立させるハイブリッドワークの最適解に向けた取組が始められています。多くの企業から課題として挙げられたのが、コミュニケーションと総労働時間の伸びです。対策としては、出社によるリアルなコミュニケーションの創出や、休息・睡眠時間確保のためのインターバル推奨などの取組が共有されました。他にも、社員一人ひとりの自律に加え、チーム力向上やチームの自律への期待が高まっていることが分かりました」と語っている。

今回のレポートでは、プロジェクトでの意見交換をもとに、メンバー企業での働き方改革・テレワーク推進の現状や課題と対策、テレワークに関連する働き方の最新状況をまとめたものとなっており、同協会のHPから閲覧することができる。

https://japan-telework.or.jp/news/newsrelease_2021hatarakikatanomirai/

リコージャパン「電子帳簿保存法とインボイス制度から進める、経理業務DXセミナー」を実施

リコージャパン株式会社(会員No. 1054、代表取締役 社長執行役員 CEO 木村 和広氏)は、「電子帳簿保存法とインボイス制度から進める、経理業務DXセミナー」をオンラインで実施した。

同セミナーは3部構成となっており、インボイス制度のポイント、改正電子帳簿保存法のポイント、同社の製品サービスの紹介となっている。

セミナーの対象者は法改正への対応に悩んでいる方、法改正を契機に業務フローの改善を検討している方、電子帳簿保存法やインボイス制度の概要を知りたい方向けのものとなっており、同社では今後もインボイスや電子帳簿保存法に関連したセミナーを毎月実施していく予定だ。

<セミナー開催予定一覧> <https://www.cocrico.co.jp/organize/detail/30148211-d50a-4ecd-9a5c-2b8c01bea23e>

コニカミノルタ 共創プラットフォーム「AccurioDX」を立ち上げ

コニカミノルタ株式会社(社長・大幸利充氏)は、デジタル印刷で人と企業のコミュニケーションを革新する共創プラットフォーム「AccurioDX(アキュリオディーエックス)」を立ち上げた。

同製品は、印刷を発注したいと考える全ての人や企業、印刷会社、物流会社、ソリューションプロバイダーといった多様なプレイヤーが参加できるプラットフォーム。

AccurioDX

同製品を使った共創により、パーソナライズ(個別最適化)された印刷物の発注工程の簡易化と効果測定を実現。この効果測定では、マーケティング活動における顧客満足度向上への効果を可視化することに成功した。

また新たな共創を始めるための「価値共創プログラム」を運用している。このプログラムでは印刷発注者を起点として、コニカミノルタがともにマーケティング活動のコミュニケーション手段をデザインし、プログラムに参加しているさまざまなパートナーとともに、共創の連鎖を生みだすことを目指している。

さらにはEコマース事業者と物流倉庫の双方をつないで共創の場を構築し、パーソナライズチラシの同梱でWEBアクセス率を短期間で1.67倍に向上させるという販促施策を実現したと発表している。

同社は、これまで提供してきた自動化やスキルレスといった「生産プロセス効率化」と、売上利益向上を支援する「付加価値創造」の両輪をさらに追求し、より多用化するニーズに応えることで、印刷物を利用する全ての人々に新しい印刷の世界を広げていくと語っている。

コンカー、デジタルインボイス構想の推進に向けインフォーマットと新たな協業開始

株式会社コンカー(会員No.1019 代表取締役社長 三村 真宗氏)は、株式

会社インフォーマット(会員No.1074 代表取締役社長 中島 健氏)と協業し、請求書電子化ソリューション「BtoBプラットフォーム 請求書」のConcur Invoice連携機能を、SAP Concur App Centerのサービスとして提供を開始した。

BtoBプラットフォーム 請求書はConcur Invoiceと連携しており、すでに多くの企業に採用されているが、SAP Concur App Centerを通じてBtoBプラットフォーム 請求書を活用することで、さらなる導入コストの削減、安定した接続、セキュリティ向上が実現できるとしている。

今回の協業により同社では、「デジタルインボイス構想」を補完、強化するものであり、今後もさまざまなサービスをSAP Concur App Centerを通じて提供、請求書業務の効率化と日本企業の競争優位性の確保と強化に貢献していくとしている。

富士フィルムビジネスイノベーション「CocoDesk」とレンタルスペースの予約プラットフォーム「Instabase」がサービス連携開始

富士フィルムビジネスイノベーション株式会社(会員No.19、代表取締役社長 CEO・浜 直樹氏)は、株式会社Rebase(代表取締役CEO・佐藤 海氏)が展開するレンタルスペースの予約プラットフォーム「instabase(以下、インスタベース)」との連携を開始した。これにより日本全国のココDeskがインスタベース経由で予約・決済可能になる。また、利用時にはインスタベース上でCocoDeskの解錠・施錠ができ、予約時間内に利用可能なユーザーごとのWi-Fiパスワードも発行できる。

CocoDeskはビジネスパーソンが外出先や移動中のスキマ時間を活用し、密閉・密集・密接を避けながら安全・快適にデスクワークやWeb会議などのテレワークを行うことができる個人専用のワークスペース。サービス開始以来、駅構内を中心に、オフィスビルエントランスや商業施設等に計100台が設置されている。

インスタベースは日本最大級のレンタルスペース予約プラットフォームで、全国のレンタルスペースを23,000件(2022年7月20日現在)以上掲載しており、利用



者数は延べ700万人を超え、幅広い年代のユーザーに利用されている。

同社では今回の連携により、より多くのお客様にCocoDeskの利用機会を提供し、多様で効率的な働き方を支援すると発表している。

インフォディオ「スマートOCR クリエイトフォーム」を提供開始

株式会社インフォディオ(会員No. 1066、代表取締役:勝本 伸弘氏)は、紙でもWEBでも簡単に収集データを一元管理できる「スマートOCRクリリエイトフォーム」の提供を開始した。

同ソリューションはAI-OCRにおけるデータ抽出設定(テンプレート作成)を誰でも手軽に行えることをコンセプトとしている。従来のAI-OCRでは既存の紙文書をもとにデータ項目の抽出設定を行っていたものを、同製品では発想を逆転し、既にOCR抽出設定済みの部品化された項目をマウス操作で配置する方法をとることで、印刷レイアウトをデザインしてOCR抽出設定まで完了することが実現可能となっている。

また、OCR抽出設定だけでなく、WEBフォームの作成も同時に行うことができ、WEBフォームで収集したデータと紙からOCR変換によって抽出したデータを統合し、スマートOCR内で一元管理することが可能。同ソリューションは直観的でわかりやすい操作性から、誰でもすぐにご利用を始めることができるため、システム担当者を介せずとも現場担当者によって柔軟な設問項目の変更を可能にしている。

さらにOCR変換されたデータおよびWEBフォームのデータはCSVファイルやWEB-APIにて一緒にダウンロードすることができ、基幹システムやBIツールとデータ連携することで迅速なデータ活用にも貢献するとしている。

料金はスマートOCRのご利用料金に加え、スマートOCRクリリエイトフォームオプション料金として月額10,000円からとなっている。

各社ニュース

JIIMAに寄せられた情報にて構成スペースの関係上、記載の省略あり

人事のお知らせ

関西レコードマネジメント株式会社

(会員No. 821)

代表取締役社長 池田 彰氏

東京レコードマネジメント株式会社

(会員No. 1028)

代表取締役社長 児玉 大藏氏

株式会社エリジオン(会員No. 1062)

社長COO 吉富 ポール 望氏

株式会社オーレンス(会員No. 1102)

代表取締役社長 廣島 勝洋氏

移転のお知らせ

株式会社スカイコム(会員No. 925)

〒101-0023 東京都千代田区神田松永町19 秋葉原ビルディング10階

株式会社ITCS(会員No.1095)

〒451-6027 愛知県名古屋市区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー 27階

※電話番号・FAX番号は変更なし

JIIMA『第16回ベストプラクティス賞』候補事例募集のご案内

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)は、先進的な文書情報マネジメントシステムを導入し顕著な効果を出された企業・団体に対し、『ベストプラクティス賞』を設けて表彰しております。

16回目を迎える今年も『ベストプラクティス賞』候補の優秀事例を募集いたしますので、会員企業の皆様には、ぜひお取引先などでの事例をご推薦くださいますようお願い申し上げます。もちろん、社内事例の自薦についてもご応募ください。

詳細は下記URLからご確認ください。

<https://www.jiima.or.jp/activity/bestpractice/>



高速デジタルラベル印刷機 「AccurioLabel 400」 2023年春発売

コニカミノルタ(株)

印刷工程の自動化でオペレーションを効率化させる

■特長

- 印刷スピードアップと連続印刷の長尺化で生産性を向上。毎分39.9mという従来機比1.7倍のスピードを達成しながらも、「AccurioLabel シリーズ」で定評のあるオフセット印刷に迫る高品質出力を実現。また、連続印刷長が従来機比3倍の3,000mに拡大したことで、大量印刷時でも用紙差し替え時間が短縮されるとともに、用紙のロスも削減することが可能。
- IQ-520の自動化技術で省力化とスキルレスを提供。これまで色合わせ時にマニュアル作業で行っていたキャリブレーション、濃

度調整、プロファイル作成を自動化し、高品質な印刷物を作成するための作業時間の大幅削減を実現。また、IQ-520のリアルタイム自動画質調整は、従来の4色トナーに加えて白色トナーにも対応。連続印刷中の機内温度変化に伴う色変化や版ずれを計測してリアルタイムで印刷エンジンにフィードバックし、3,000mの連続印刷に対しても安定した印刷品質を保つ。さらに、印刷操作や保守作業についても使い勝手や簡便性を向上しており、ラベル印刷におけるワークフローの自動化・効率化・スキルレスを実現。

- 色トナーの導入で活用幅を拡大。同社初の白色トナーをオプションとして用意することで、幅広い用途への印刷が可能となり、ラ

ベル製造会社や印刷会社の新たなビジネスの獲得に寄与する。新開発の白トナーも含め、同社独自のトナーは隠蔽性が高いため、透明フィルムやホログラムフィルムなどに印刷しても、下地が透けることがなく、高品質な印刷が可能。

■価格(税別) オープン価格

■お問い合わせ先

コニカミノルタジャパン株式会社 お客様相談室
TEL : 0120-805-039
<https://www.konicaminolta.com/>



プロダクションプリンター 「imagePRESS C270/C265」

キヤノン(株)
キヤノンマーケティングジャパン(株)

オフィス印刷にも適した高い生産性と用紙対応力で企業内印刷を支援

■特長

- 多彩な制作物の企業内印刷を実現する高画質・高速印刷と幅広い用紙対応力。従来機種^{*1}の高い表裏印刷位置精度や色味安定性に加え、モノクロ印刷を従来の毎分65枚から70枚(いずれもA4ヨコ)に高速化^{*2}し、高画



imagePRESS C270
*オプション装着時

質・高速印刷が求められる企業内印刷に必要な基本性能を備えている。また、長尺紙(最長1,300mm^{*3})や厚紙(最大350g/m²)など幅広い用紙に対応し、店舗装飾用の長尺POPやポスター、名刺やグリーティングカードといった多彩な制作物を作成可能。初心者でも簡単にデザイン性の高いポスターやチラシなどを作成できるウェブアプリケーション「PosterArtist」にも対応している。

- 給紙容量を増やした多段デッキにより給紙能力が向上。5,500枚^{*4}まで給紙可能な多段デッキ(別売り)に対応し、最大9,660枚^{*4}の給紙を実現しチラシなどの大量印刷時に用紙補給の頻度を削減。封筒の積載や長尺用トレイ(別売り)と併用でき、幅広い用紙の給紙

が可能となる。

- *1 「imagePRESS C170」(2021年2月発売)、「imagePRESS C165」(2019年10月発売)
- *2 「imagePRESS C265」のみ。「imagePRESS C270」は従来機種「imagePRESS C170」と同じ毎分80枚。
- *3 487.7mmより長い用紙は片面印刷のみ可能(長尺用トレイ(別売り)装着時)。
- *4 64g/m²基準。最大給紙容量9,660枚を実現するには、多段デッキ(別売り)のほかに手差しトレイ(別売り)の装着が必要。

■価格(税別)

imagePRESS C265 375万円
imagePRESS C270 475万円

■お問い合わせ先

キヤノンお客様相談センター
TEL : 0570-08-0053
<https://canon.jp/>

360°カメラ搭載マイクスピーカー 「RICOH Meeting 360 V1」

(株)リコー

会議室の雰囲気まるごとキャプチャーするWEB会議デバイス

■特長

- 360°カメラで会議室全体や参加者全員の様子を映し出すとともに、発言者を自動認識し瞬時にクローズアップすることで、誰が発言しているのかがわかりやすく、会議をスムーズに進行することが可能。約6mの距離まで集音可能な全方位マイクと、高品質なスピーカーユニットが搭載されているため、本体から近い音声も遠い音声もクリアに伝えることができ、リモートで会議参加している人も、会議室にいるような臨場感を得ることができる。
- シンプルな接続と簡単な操作を実現。本

製品をWEBカメラマイクスピーカーとして、USBケーブルをパソコンにつなげるだけ^{*1}で手軽に利用することが可能。ミュートや音量調整など他の操作も直感的に行える。また高音質オートゲインコントロール^{*2}搭載の全方位マイクにより、デバイスから遠い人の声も、近い人の声も、座った位置にかかわらずクリアに集音。高音質なスピーカーユニットも搭載している。

- Microsoft Teams®やZoom、Cisco Webex®などをはじめ、さまざまなWEB会議サービスで利用可能。

*1 別途AC電源が必要。
*2 「オートゲインコントロール」とは、音源からの距離に応じて変化する音声入力レベルを自動的に最適な音量

レベルに矯正する機能のことです。

■価格(税別)

オープン価格

■お問い合わせ先

リコーテクニカルコールセンター
TEL : 0120-892-111
<https://www.ricoh.co.jp/service/meeting-360/>



大学の周年事業とアーカイブズ

東北大学 准教授
かとう さとし
加藤 諭

今回は周年事業とアーカイブズの存在意義について、つらつら考えてみたいと思います。

東北大学は1907年、東京帝国大学、京都帝国大学に次ぐ、日本で三番目の大学として創立されました。今年は創立から115年目となります。また東北大学は1922年に文系の学部として、法文学部が創設されました。もともと東北大学には理学部と医学部、そして工学部が置かれていましたが、いずれも理系の学部でした。そのため1922年は文系と理系の両方の学部を擁することになった年であるともいえ、そこから数えると今年2022年は東北大学が名実ともに総合大学となって100周年という節目でもあります。東北大学では今年、創立115周年・総合大学100周年の記念の年としてさまざまな周年事業が企画されています。

大学アーカイブズの機能はいろいろと定義されるところですが、こうした周年事業に果たす大学アーカイブズの役割は少なくありません。肩書きでいえば私は今年、広報と記念事業を担当する総長特別補佐となり、学内の周年事業に関する企画や委員会に参画しています。公文書管理担当などではなく、広報と記念事業の担当ということからも、大学アーカイブズに所属している教員は、そうした業務を担う役回りだと学内的には思われているのだな、と実感しているところです。

当方の研究分野の一つは大学アーカイブズの歴史なのですが、思い返してみれば、確かに大学アーカイブズは20世紀後半の周年事業とともに発展してきたといっても過言ではありません。日本で初めて組織名称にArchivesを用いたのは、現在私が所属している東北大学史料館の前身組織である、東北大学記念資料室(英語名称がTohoku University Archives)です。そして、この東北大学記念資料室が設置された経緯はやはり周年事業との関係でした。東北大学は1960年までに『東北大学五十年史』上下巻を編纂したのですが、ここで収められた資料の散逸防止が東北大学記念資料室の設置理由の一つだったのです。

東北大学に限らず、その後20世紀までに国立大学に設置されていく大学アーカイブズ、東京大学史料室(現在の東

京大学文書館のルーツ)や、九州大学大学史料室(現在の九州大学大学文書館のルーツ)、名古屋大学史料室(現在の東海国立大学機構大学文書資料室のルーツ)、京都大学大学文書館はいずれも、東京大学百年史、九州大学七十五年史、名古屋大学五十年史、京都大学百年史の編纂とその編纂終了後の資料の保存・整理・活用や、そのための後継組織のあり方を巡る学内議論を経て設置されていったものです。議論の過程には公文書管理や情報公開などの論点が内包されていたものの、一方で将来の年史編纂事業にも資する組織であることも求められており、少なくとも20世紀に登場した日本の国立大学アーカイブズは、各大学の周年事業の産物であったともいえるでしょう。

ところで、大学における組織アーカイブズの役割や意義を学内での研修等で説明する際、大学職員の業務に資するのだ、というメッセージを伝えることがよくあります。ただ、それは現場の職員にとっては中々ピンと来ない側面もあります。現用文書が保存期間を満了し、非現用の文書になったものを、大学アーカイブズは評価選別して受け入れるのであり、現用でなくなった文書が、自分たちの業務に資する、ということは分かりにくい話ではあるのは確かです。その点、大学アーカイブズが組織のために役に立つ上で、周年事業はまたとない機会であり、またアーカイブズの意義を伝えやすい業務でもあります。大学の記録を通じて、これからの大学を展望する素材を提供したり、大学の歴史を通じたブランディングや、レピュテーションを考えたり、大学の構成員やステークホルダーに、大学の価値となるレガシーを共有してもらったりする活動を、アーカイブズはサポートすることが出来るからです。

21世紀以降、情報公開法や公文書管理法などを通じて、国立大学アーカイブズは、公文書管理のための組織としての性格を強めてきていますが、「定期的によってくる周年事業に如何に貢献できるか」という視点は日本の大学においては、正面から向き合うべき問題です。そのための大学アーカイブズ戦略の議論も、もう少し活性化すべきだろうと周年事業の現場にいる者として感じているところです。

加藤 諭 (かとう さとし)

東北大学学術資源研究公開センター史料館准教授。博士(文学)。東京大学文書館特任助教を経て2017年より現職。2022年から総長特別補佐兼務。国の公文書管理法が定める大学アーカイブズにおいて、複数館での教務経験を有する研究者として、大学・企業・社会のアーカイブズと歴史学を組み合わせた研究を進めている。主な著書に「老い—人文学・ケアの現場・老年学」(編著、ポラノ出版)、「戦前期日本における百貨店」(清文堂)、「大学アーカイブズの成立と展開—公文書管理と国立大学」(吉川弘文館)など。

OB だから楽しい学校アーカイブズ

この4月から中高6年間を過ごし、100年の時を刻む母校史料室に週2回程通っている。同室は昨年末にリニューアル工事が終了し、展示会場には創設時のことから今に至る学校の様子がわかりやすく描かれている。また時々の出来事がパネルで紹介され、卒業生だけでなく、入学志願者とその父兄にも公開している。

筆者のミッションは、バックヤードにある約6,000点の歴史資料の所在の確認と目録との照合作業、分類の適正化、ID番号の貼付、データベースへの登録などである。認証アーキビスト資格者であることから白羽の矢が立ち、幸いにも実務研修の機会を兼ねることもできた。

しばらくして気がついたのは資料を利用後、元に戻さずにそのまま返却されていることだった。その他、枚挙に暇がないが、教職員が保管していた資料や写真を仕分けもなく史料室に移管していること、関係者から学校に届いた新聞記事やパンフレット類が細かな基準もなく保管されていることなどだった。だが有難いことに、前任者によって史料室に移管された資料・写真などのリストが作成されていたことだ。

ここでの作業目的は、原形保存原則に立って資料類がだれでも使いやすいように検索・抽出できることである。例えば創立者のことであれば出自から事績別、次の周年記念行事で利用できる分類保存し、OBファミリーヒストリーの追跡調査や学校史研究に資することができれば幸いである。

アーカイブズの基本となる言葉を思い出した。「論文を書くのではない。資料を学界に提供するのである。原文書を整理して学者の用に供し得る形にすることが我々の目的である」と語ったのは渋沢敬三である。100年超えの学校アーカイブズにも通用する考え方である。OBとしてアーカイブズ再整備の作業を楽しんでいる。

(長井 勉)



史料室への案内掲示



展示会場

〈広報委員会委員〉

担 当 理 事 河村 武敏(アピックス)
 委 員 長 山際 祥一(マイクロテック)
 委 員 長井 勉(横浜マイクロシステム)
 菊池 幸(コニカミノルタジャパン)
 安齋 美香(ハイパーギア)
 兼吉 愛香(富士フイルムビジネスソリューション)
 夏目 宏子(ナカシャクリエイテブ)
 事 務 局 山下 康幸

【事務局から】

この号が出るころには8月も終盤、2022年も残り1/3ですね。今年は6月から暑い日が続きましたが、9月もずっと暑い日が続くのでしょうか。残念なことに新型コロナウイルスはなかなか収束を見せず、ロシアがウクライナに侵攻、そして元総理大臣に対する暗殺テロなど、2022年は激動の年として未来に語られる年になるのかもしれない。

早く我々の生活にも落ち着きを取り戻し、今年の後半は穏やかな時間が訪れますように。

IM11・12月号予告

2023年のインボイス制度とは
 世界の電子政府DXシリーズ
 ISO 19475: 2021の概要

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらJIIMAホームページの問い合わせ窓口までお寄せ下さい。

IM 9・10月号©

2022年 第9・10号 / 令和4年8月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2022

発行人 / 甲斐荘 博司
 発行所 / 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)
 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル7階
 TEL (03) 5821-7351 FAX (03) 5821-7354
 JIIMA / <https://www.jiima.or.jp>

編集・制作 / 日本印刷株式会社

印刷版 (オンデマンド) 定価 (1冊) 1,100円 (税込・送料別)
 印刷版 (オンデマンド) 年間購読の費用はお問い合わせください

印刷版 (オンデマンド) のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN 2435-0354
 ISBN 978-4-88961-222-6 C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)

●JIIMA入会のご案内

委員会への参加

委員会はJIIMA活動の源泉として、公益活動に共鳴する有識者と会員により構成されています。委員会に入会することで、企業単独では対応が難しい政策提言、規制緩和、標準化活動などへの参加ができるほか、会員同士の交流により視野を広げ、情報交換や人脈作り、ビジネス面での連携などが期待されます。

※なお、委員会への参加を検討する上で、オブザーバーとしての参加も可能です。

政策提言プロジェクト

普及啓発・渉外系委員会

- ショウ・セミナー委員会
- 広報委員会

人材育成系委員会

- 文書情報管理士検定試験委員会
- 文書情報マネージャー認定委員会

製品認証系委員会

- 認証統括委員会
- 光ディスク製品認証審査委員会
- 電帳法スキャナ保存ソフトウェア的要件認証審査委員会
- 電子帳簿ソフト法的要件認証審査委員会
- 電子取引ソフト認証審査委員会
- 電子書類ソフト認証審査委員会

調査・開発系委員会

- 法務委員会
- 建築市場委員会
- 医療市場委員会
- 電子取引委員会
- 標準化戦略委員会
- 文書情報の「活用」に関する研究会
- 文書情報管理委員会
- R&Dデータ保存委員会

JIIMAの約185社の会員は、北海道から沖縄まで全国から加入されています。

会員は、一般会員と維持会員で構成され、ユーザーを一般会員に、維持会員には関連機材のメーカー、ディーラー、ソフト開発会社、情報入力・処理サービス会社等の文書情報マネジメントを提供する多くの企業が加盟しており、この業界唯一の公認団体であります。

JIIMAでは、学識経験者にも特別会員としてご参加いただき、一般会員、維持会員がともに協力し合って、文書情報のマネジメントに関するさまざまな活動を行っております。

- 統合文書情報マネジメント
- 情報セキュリティシステム
- ドキュメントファイリングシステム
- 記録メディア・大規模ストレージ
- e-文書法関連システム・サービス
- デジタル・マイクロ・アーカイブシステム
- 電子帳票関連システム
- イメージングハードウェア/ソフトウェア
- マイナンバー関連システム
- 情報保管・検索・配送サービス
- 電子契約関連システム
- デジタル複合機
- クラウドシステム
- オンデマンドプリンティング関連
- ビッグデータソリューション
- デジタル書籍関連
- OCR・イメージエントリーシステム

■ 会員の特典

- 文書管理に関する内外の最新情報の入手、他会員・各種団体との情報交換
- 公益法人としての「官」とのパイプ、法整備動向を含め確実な情報の把握
- 委員会活動への参加による日常では接点がない企業とのコミュニケーション・人脈づくり(ビジネス連携など)
- 賀詞交歓会、総会・会員交流懇親会などの各種行事を通じた交流活動
- 企業単独では対応が難しい政策提言、規制緩和、標準化活動などへの参加
- ガイドライン作成などに関与できる貴重な経験
- 機関誌IMへの事例などの投稿、新入会員紹介・会員企業インタビュー
- JIIMAホームページを通じた「会員企業からのお知らせ」による情報発信
- 会員特別価格の適用(特典)
 - ① 「JIIMAセミナー」「デジタルドキュメント」のイベント会員価格での参加
⇒ JIIMAのネットワーク(約19,000名)を活かした集客力アップ・見込客の獲得
 - ② 資格取得(文書情報管理士/文書情報マネージャー)に向けたセミナー参加の割引
 - ③ 調査報告書、各種出版物の会員価格での購入

■ 会員の種類

正会員は次の2種です。

■ 一般会員

文書情報マネジメント関連システムを利用する法人及び個人。

■ 維持会員

文書情報マネジメントに関連するメーカー、ディーラー、ソフト開発、入力サービスなどを業とする法人又は個人。

■ 入会金・年会費(非課税)

	一般会員	維持会員		
		資本金 10億円以上	資本金 1億円以上	その他
入会金	1万円	30万円	20万円	10万円
年会費	5万円	30万円	20万円	10万円

お問い合わせ



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3

TEL 03-5821-7351 FAX 03-5821-7354

HPの「問い合わせ」フォームまで www.jiima.or.jp



KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

あらゆる
マイクロフィルム
形態に対応し、
情報の運用・管理を
支えます

PCとの接続で蘇る「マイクロフィルム=レジェンドメディア」からの情報の利活用が可能

多彩な機能と検索力を集約した マイクロフィルムスキャナー

PCと共にデスクトップに設置可能な軽量・小型設計のマイクロフィルムスキャナー。ブリップ検索も可能になることでより快適な作業を実現します。また、タッチパネルにも対応する簡単・快適操作の専用アプリケーション「SL-Touch」も標準装備。省スペースと高性能を両立し、「マイクロフィルム=レジェンドメディア」の活用シーンを拡大します。

使用フィルムの形態に合わせて機種モデルの選択が可能

ブリップ検索対応、正確な高速自動検索・ファイル出力

6.8x~105xの幅広いズーム&光学解像度430dpi



※写真はLS5200Bです。

Legend Scanner シリーズ

○FCモデル/LS5000F ○電動RFCモデル/LS5100R
○ブリップ検索モデル/LS5200B

大切な貴重書や劣化図書などの原本を 傷めずに高品質でスキャンができる フェイスアップスキャナーシステム



出張スキャンにも対応
優れた可搬性

原稿に優しく劣化を防ぐ
LED光源採用

細部まで鮮明にスキャン
光学解像度400dpi

多彩な編集/加工が可能
アプリケーション搭載

フルカラー・フェイスアップスキャナーシステム

○アーカイブモデル/
ScanDIVA SD8800A
○標準モデル/
ScanDIVA SD8000G

ScanDIVA

「マイクロフィルム=レジェンドメディア」から 蘇る情報の利活用ができる最新鋭機

「Legend Viewer」

リーダプリンター機能/
スキャナー機能の
切り替えがワンタッチ

スキャンも、プリントも、
デジタルならではの
高速・高画質を実現

充実した便利機能と
多彩なオート機能で
操作が簡単



※写真はLV7100です。

A3スクリーン・A3プリンター搭載

A4スクリーン・A3プリンター搭載

LV7100

LV6100

各機種ともに高品質・高信頼性の国内生産

〈国内総販売元〉

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

<https://konicaminolta.com>

商品に関するお問い合わせは **0120-805039**

受付時間 9:00~12:00・13:00~17:00(土、日、祝日を除く)